

令和元年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年6月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 令和元年6月11日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和元年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和元年6月11日 午前9時開議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 常任委員会審査報告
総務文教常任委員会
産業厚生常任委員会

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただ今の出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の通りです。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

7 番、森正彦君の発言を許します。

7 番（森正彦君）

おはようございます。7 番議員の森です。通告に従い質問させていただきます。

まずは認知症対策についてです。私は地域福祉の中でこの認知症になる人の増加が気になっていました。最近も「えっあの人も」ということもありました。あったかふれあいセンター斗賀野が、集いや訪問の活動をしている中で、利用者の方が次から次へとというのは、大げさになりますが、そんなに感じるほど増えているというのであります。それもそのはずです。現在高齢者の 7 人に 1 人、団塊の世代が全員後期高齢者になる 2025 年には、高齢者の 5 人に 1 人は認知症になると言われています。わかりやすく言えばですね、回りにおられる執行部の方がちょうど 15 人ですので、2025 年にはこの中では 3 人が認知症になると、というような例えればそういう数であると、いうことでございます。皆さんが認知症になるということではございませんので、その辺は御理解願いたいと思います。本当にそういうことはよく言われてますが、本当に大きな問題で避けて通れない課題であります。本当に皆さん承知していることではあります。そこでまず、町が把握している認知症の認知症患者の数と、高齢者に占める割合をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

健康福祉課長（田村秀明君）

おはようございます。森議員の御質問にお答えします。佐川町における認知症高齢者の数の正確な把握はできておりませんが、2025 年度における認知症高齢者数につきましては、国の研究事業の推計の元、機械的に試算したデータによりますと、佐川町の 65 歳以上人口、4,979 人中 946 人、割合で言いますと約 19%、5 人に 1 人は認知症高齢者と予測されています。以上です。

7 番（森正彦君）

現状の数は把握していないということのようですが、2025年そんなに遠くはありませんが、ほぼ5年後ということなのですが、946人本当に大きな数字でございます。多くの認知症、現在もいるわけですが、この認知症への対策の基本的な施策の方針と、対応策をお聞かせ下さい。

健康福祉課長(田村秀明君)

はい、お答えします。佐川町では認知症になっても安心して暮らせる町になるよう、認知症者高齢者を地域で支えるため、認知症に関する理解の促進に努め、地域における見守り体制づくりを進めております。認知症高齢者の増加に伴い、件数、相談件数も増加傾向にあり、様々な関係機関と連携を図りながら、相談対応を実施しているところです。具体的な取り組みといたしましては、認知症に関する相談窓口の周知を初め、認知症への気づきの目的とした、認知症簡易チェックサイト、ホームページへの掲載、認知症初期集中支援チーム、医療介護関係機関等連携による早期発見、診断、治療から生活支援につながる体制づくりに取り組んでおります。また介護教室、家族の集いの開催による、家族介護者支援認知症サポーター要請講座や、あったかふれあいセンター等で行う、認知症予防に関する講話等により、認知症に関する正しい知識の普及に務めております。この他、消費者トラブルの未然防止、日常生活自立支援事業や、成年後継人制度権利擁護に関する制度の普及、啓発、利用支援についても、適宜行っているところであります。こうした取り組みと合わせまして、見守り、声かけネットワーク事業や、認知症により徘徊の恐れのある高齢者の情報を事前登録し、行方不明など緊急時の対応がスムーズにできるよう取り組んでいます。佐川SOSネットワーク事業を活用した、関係機関等連携体制の整備、あったかふれあいセンターなどの関係機関と連携した、見守り声かけ、支え合いができる地域づくりに向けた取り組みなどを進めているところです。以上です。

7 番 (森正彦君)

すばらしい内容で、もうこれは完璧に近いんじゃないかという内容でございます。本当に施策はほぼ出そろっているというふうに本当に感じます、ありがとうございます。ご苦労さまでございますが、ただ認知症、役場が把握できてない初期の患者さんもおられると思います。最初は妙におかしいから始まるわけですが、これ

は独居の場合は発見が遅れる場合もあります。認知症の治療法は現在確立はされていませんが、進行を遅らす手立てはあると言われて
います。そこで早期に発見して治療することが肝要だと思いますが、
早期に発見した場合の手立てはどのようにしておりますか、ちょっ
と具体的にお聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。認知症は早期受診、早期診断、早期治療がとても
大切だと言われております。認知症かもという相談を受けた場合に
は、家庭訪問による様子伺いを初め、かかりつけ医への相談、必要
に応じて、高知県が身近な地域で認知症の専門医療相談を受けるこ
とができる機関として設置しています、地域型認知症疾患医療セン
ターの紹介、受診に向けた連絡調整などをさせていただいています。
以上です。

7 番 (森正彦君)

その辺りも、制度的には整っているというふうに受け取れるわけ
でございますが、私たちの身近のですね、あったかふれあいセンタ
ーに集い、訪問、つなぎという事業、他にもあるわけですが、学び
とかね、生活支援とか、その中で認知症に関しましては集いがあり
ます。高齢者の方が集まって来てくれる訳です。その中での発見や、
そして集いに集まる利用者からの情報、また独居の方へのあったか
のスタッフの訪問で、発見があります。そうして発見した場合は、
地域包括センターへ、役場のですね、つなぐわけでございますが、
「その後の情報がいまいち届かない」とこぼしていました。その辺り
の連携はとれているのでしょうか、お聞きします。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。あったかふれあいセンターの職員の方は、日々地
域の高齢者と接しており、日頃さりげない見守りや声かけを通して
ですね、生活状況を良く把握されております。そのきめ細かな活動
の中で気付いたことについて、地域包括支援センターにつなぐ役割
を担っていただいておりますが、相談受けて対応した地域包括支援セ
ンターの方から、情報のフィードバックが出来ていないケースがあ
るということのご指摘を受け、大変申しわけなく思っております。
認知症の方への支援においては、あったかふれあいセンターの職員
の方はもちろん、医療機関、ケアマネージャー、介護保険事業者、
民生員の方々などとの連携を欠かす事はできず、とても重要な存在

であると認識しております。今後とも職員皆が意識して適切な情報連携が図れるよう、務めてまいりたいと思っております。以上です。

7 番（森正彦君）

よろしくお願いします。先ほどの対策の中で、認知症初期集中治療チームということが出てまいりました。そのチームが機能してないのではないかと聞いておりますが、どうなのでしょう、そしてどこに問題があるのでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。町としての認知症に関する取り組みについて、十分機能しておらずですね、住民の方々に対してへの周知が不十分であるとのこと指摘に関しましては、真摯に受けとめ早期に対応策の検討を行うとともに、業務の改善を図ってまいりたいと思います。また今後ますます、認知症、高齢者の増加が予測される中、認知症に関する適切な相談対応ができるよう、職員のスキルアップに努めるとともに、介護保険運営協議会や認知症初期集中支援チーム検討委員会などの御意見もいただきながら、地域住民と一体的となった取り組みを進めて行きたいと、いうふうに考えています。

7 番（森正彦君）

なかなかこれも大変なんです、それと昨年からはまった、生活支援コーディネーターの成果は上がっているのでしょうか、当初目的とした目的と、その活動成果が上がっているかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。生活支援体制整備事業についての目的というところですが、単身や夫婦のみの高齢世帯や、認知症高齢者が増加する中、様々な方々と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実強化、そして高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを、まず目的としております。取り組みとですね、成果っていうところになります、昨年度からですね社協のほうに委託して、地域支え合い推進員を配置しています。その名前通りですね、地域の支え合いを推進する役目を担っており、普段の暮らしの中での支え合いを発見し、その意味や価値に気付くという意味合いで、意思化すると共に、日頃の暮らしぶりや、助け合い、支え合いの活動を言語化し、発表して共有化したり冊子にまとめたりしながら、目に見える形にして行くことが大切です。そして今現在行われている、支え

合いそのものが重要な社会資源であることを、住民、専門職、行政がともに認識していくことが重要ということになっています。成果としましては、そのような視点で昨年度はですね、町内の集いの場であり、集落活動センター、あったかふれあいセンター、さかわ夢まちランド、サロン、百歳体操初めとし、地域に昔からある御近所同士の仲間の小さなつながりの輪、地域のお宝の調査、情報収集をしました。そして発掘しました地域のお宝を社会福祉協議会発行の広報えがおに掲載し、また昨年12月に開催しました、第20回健康福祉大会では、記念講演を開催したり、住民の方々と地域でつながりのある大切さを再認識しました。そして小さなつながりを地域で実践しています、5つのグループを紹介しその活動を発表しました。そういったところは成果ということになります。以上です。

7 番（森正彦君）

認知症初期集中治療チームにしましても、この生活支援の事業にしましても、制度はできているということは良くわかりました。それが機能しているかいうと、私はあまりまだまだ機能していないんじゃないかと、いうふうに感じるわけでございます。しかしこの認知症初期集中治療チーム、これもなかなかそう簡単に機能していくというようなものでもない、というふうに思いますが、この認知症初期集中治療チーム、やはりこれから機能していく形の方に、やっぱり努力していただきたいというふうに思うわけでございます。恐らくまだ、そう何回も会合もしたことないんじゃないかなと思いますし、実動もあまりできてないんじゃないかなと思います。それから生活支援の関係で、地域支え合いってのが非常に大事なわけでございます。生活支援コーディネーター、現在社協に委託して、事業を社協に委託して1名配置しているわけですが、佐川町全体をですね、1人でやるというのは大変無理があると思います。まあコーディネーターですので、その辺りをやっぱりうまく、あったかふれあいセンター辺りと連携してですね、1人で動くでなくして、組織的に動いていく、連携をとるということが、効果を上げる非常に大事な部分であると思います。そういう連携、これを特に強めていってやっていくべきだと思います。社協に委託しておりますので、役場が直接ではないかもしれませんが、その辺りの考え方、指導をしていってですね、効果の上がることにしていただきたいと思います。制度を作ったと、うまく機能しないと、そしたらなぜどうして、

そしたらこうしてというようなことも、繰り返しやっていただきましてですね、機能発揮できるようにしていただきたいと思います。先ほど答弁いただきました内容に、非常にばっちりでございますので、それが実行できるように、そして成果が上がるようにしていただければ、本当にいい対策になっていくと思いますので、その辺りよろしくお願いしたいと思います。

ちょっと外れましたけれども、地域包括との連携について戻りますが、認知症対策の中でですね、あったかふれあいセンターは、行政、役場よりさらに地域に密着し、地域住民への対応をしています。そして必要な案件は担当部署につなぐという役割になっています。その辺りのスムーズな連携と対応が当然必要になって来ます。そのことはわかっているということは今わかりましたが、早期発見、早期対応、その中で本人、そして家族への適切な支援が可能になって来ると思います。あったかと担当部署との連携、それができて、そしてそれが家族への適切な支援につながると、いうことになると思っております。

少し話しは変わりますが、国は 2015 年に立てた、国の認知症対策、新オレンジプラン、これで共生を掲げ認知症患者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる、社会の実現を目指して取り組んでいます。そしてこの 5 月 16 日、認知症対策を強化するための大綱素案が発表されました。予防と共生、これを 2 本の柱としています。新大綱では 70 歳代の発症を 10 年間で 1 歳遅らせると明記しているからです。認知症の原因はアルツハイマー病や脳血管障害などさまざま、高血圧や糖尿病、喫煙なども危険因子に上げられています。また運動や健康的な食事、趣味の活動や社会参加など人との交流が、認知機能低下の予防につながる可能性が高いとされています。ただ認知症の予防は科学的根拠に裏打ちされた、予防法は確立されていないと、言われています。高知新聞の論説ではどんなに、予防に努めても加齢による発症は誰にでも起こり得ると、だからこそ発症後の進行を遅らせることが、大切になってくると、そして認知症の人が暮らしやすいバリアフリーの地域づくり、バリアフリーの地域づくりももっと進める必要があると、そうした備えがある地域は、健康者にとっても暮らしやすいはずであると言っています。先ほどの答弁でも、認知症対策をさまざまな方面から進めてくれていますが、私の今回の質問はですね、認知症の予防と共生、この柱を軸にその

対策の仕組みをつくり上げる必要が、あるのではないかということです。仕組みを作るということです。予防の分では、誰がどう担いどう動くのか、そして共生では地域で誰がどう担いどう動くのか、町がどのように関わって行くのか、関係機関や地域がリンクした認知症対策の仕組みづくりを、つくり上げる必要があると思いますがいかがでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。認知症の予防と共生のご質問ですが、佐川町高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画の策定にあたり、実施しました介護予防日常生活圏域ニーズ調査によりますと、運動、閉じこもり、認知、鬱、転倒といった項目のリスクは該当者割合が、全国平均より高くなっているという現状があります。現在佐川町で実施しています拠点型や、地域型の百歳体操やふれあいサロンは介護予防だけではなく、地域の支え合いや見守り体制づくりにもつながっておりますが、参加者の固定化や減少、協力員の高齢化や後継者不足といった課題にも直面しております。今後は地域福祉の拠点であります、あったかふれあいセンター等連携し、センターの集い、相談、訪問つなぎ、生活支援、送迎の機能活用しつつ、多様な介護予防や健康づくりに関する取り組みを、進めていきたいというふうに考えております。現在町内のあったかふれあいセンターにおきましては、毎月介護予防出前講座としまして、薬剤師や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職によります健康講座や、認知症サポーター養成講座、権利擁護に関する勉強会を開催しております。今後も引き続き取り組みを継続し、介護予防の普及に努めてまいります。町としましては今後世代を超えて、町民全体が助け合う地域共生社会の実現に向けた、第3次地域アクションプランと連動した、自助と互助を基本とした地域住民が主体となった取り組みと、町の認知症施策や介護保険制度によります、公助と共助が連動した取り組みを推進して行きたいというふうに考えています。以上です。

7番(森正彦君)

地域福祉計画、活動計画みんなで十分検討して作り上げたもので、本当に全て盛り込まれているということです。それはやっぱりそれに命を吹き込んで機能させていくと、ということが肝要やと思うわけでございます。以前から比べたら随分地域でも認知症に対する認識、前は隠したがったとかいうことですが、最近はそういうことは大分

少なくなつて、認知症の方も外へ出て来る、そして皆と接する、そういうことは大分普通に行われるようになって来ました。随分進んで来たという感触は持っているわけですが、一般の人には割合まだまだ良く見えてないんじゃないかと思います。認知症対策はまず予防対策の徹底、そして早期に発見して早期に対応する。さらに認知症患者やその家族が地域で尊厳を持って暮らせる、そんなまちづくりをしなければならない時代が来ていると思います。町の認知症対策を、私の原稿ではいま一度見直しをってことはありますが、先ほどの答弁によると、ほとんど見直す必要がない、全てを網羅してばっちりであるというふうにあるわけですが、立派な計画内容がありますので、町全体、特に地域を巻き込んだ認知症対策、その仕組みを作ることを進めていっていただきたいと思います。私はその仕組みを作り、仕組みを強固なものにしていく、よくわかりやすいものにしていく、そのことが健常者にとっても住みやすい地域になっていくということです、その仕組みを作ることが非常に重要であると、いうことを強く要望するわけでございます。その仕組みを作ることを、仕組みを強固なものにしていく、広い物にしていく、皆の近くにある物にしていく、いうことを進めていっていただきたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。先ほども言いましたが、その通りです。町の方もですね介護保険運営協議会や、認知症初期集中支援チーム、また地域の方々の声なんかもたくさんいただいて、地域住民と一体となつてですね取り組みを進めていきたいというふうに考えています。以上です。

7 番 (森正彦君)

ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、成年後見人の制度について、お伺いしたい制度というか、これについてはですね、認知症や知的障害などで判断力が不十分な人の財産管理や、生活を支援するものでございます。この成年後見人制度、親族等に変わつて市町村長が申し立てをできることになっていますが、町では主張申し立ての実績はどの程度あるのか、この制度をまず活用すれば、家族による虐待の防止や、生活困窮者が地域で暮らせる共生社会づくりの手段になると言われています。そういった面にも目を向けていっていただきたいと思います。成年後見

人制度の利用状況、それから主張申立の件数、課題があれば課題をお聞かせください。

健康福祉課長(田村秀明君)

はい、お答えします。成年後見人制度の利用の状況でございますが、相談の方は増加傾向にあります。制度の紹介を初め、司法書士等へのつなぎや、申立支援等の対策をしております。累計で見ますと判断能力は全くない方を対象とした後見の申し立てに関する相談が多く、医療機関等から身寄りがいない方についての相談を受け、町長申し立ての手続きを進めるケースも増えて来ております。申し立ての件数でございますが、直近の状況を報告します。平成28年度、平成29年度とも2件になってます。平成30年度につきましては3件の相談を受け、その内1件が町長申し立てとなっております。課題としましては、まず1つ目にですね、制度の周知が十分できていないこと、2つ目は、身寄りのない高齢者の増加や家族間トラブルなどにより、町長申し立てに関する相談が増加していること、3つ目としましては、司法書士等の専門職について絶対数が限られており、後見の需要増に対応しきれない状況になっていること、4つ目としましては低所得者の高齢者にかかる、成年後見人制度の申し立てに要する経費や、成年後見人等の報酬、助成等が上げられます。その4点が課題ということになってます。以上です。

7 番 (森正彦君)

はい、ありがとうございます。このことについて私はあまり詳しく調査もしておりませんが、課題も4点出て来ております。そういう課題を克服してですね、支援をしていていただきたいと思います。

次にですね、特老に入居者の中に男性の割合が非常に少ないとの情報が入りました。その状況はどんな状況でございますでしょうか。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。6月1日時点の春日荘の入居者数は、男性23名、女性86名計109名となっております。男性の割合は21.1%となっております。越知町の五葉荘の入居者数は男性9名、女性70名計79名となっております。男性の割合は11.3%となっており春日荘に比べると男性の割合が少なくなっています。以上です。

7 番 (森正彦君)

その原因と、弊害がないのか、その辺りをお聞かせ願いたいと思

います。

健康福祉課長(田村秀明君)

原因としましては、施設の方が多床室であり、男性部屋、女性部屋の構成となっており、男性が退所されればですね、男性が入所する事になります。部屋の構成をですね変更しない限り、男女の割合は変わらないというふうになって来ます。以上です。

7 番 (森正彦君)

その弊害はないのか、男性が非常に少ないですが、男性の待機者が多くて困っておると、いうことではないのかお聞きします。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。春日荘のほうなんです、春日荘のですね待機者の方は男性が 32 名、女性が 4 方 4 名となってます。春日荘のほうに確認しましたが、男性がですね入所できないというような苦情なんかは寄せられてないということで、特に今そういった困っているという男性の方がいるということはございません。以上です。

7 番 (森正彦君)

特に困ってはいないと、ということのようです。えらい男性が少ない、女性が長生きするからでしょうか、その辺りもですね現状そういうことということをよく把握していただいてですね、見守っているとか、頭の中に入れておいて弊害のない、スムーズなこういう対策というか、入所ができるようなことにしていきたいと思えます。ありがとうございます、この高齢化の対策は本当に幅が広くて、課題も多くてさらに多様であると、そんな状況であります。本当にそれを一つ一つ対応していくのは大変なことでございます。ご苦労さまでございます。国はですね、地方公務員の削減をこの前言い出しております。地方分権、地方創生、あるいは地方の時代とか言って多くの施策を地方に押しつけておきながらですね、地方公務員の削減なんて私はとんでもないことだと思います。本当にニーズは多様化しております。この多様化するニーズにはなかなか、AIでもロボットでも対応できないと、私は思っております。みんなが幸せに暮らせるにはまだまだ人間力が必要だと思います。温かい思いやりのある町づくり、これにはですね、人の知恵と手が必要と私は常々思っております。やはり地方が住んで幸せに暮らしていくにはやっぱり合理化はそうは簡単にできない、いやそれ以上に多様化しゆうと、やはり住民が欲する施策を施していくにはですね、まだ

まだ私はそう簡単に削減できるようなものではないというふうに、思っておるわけでございます。この質問はこれで終わりたいと思いますが、最後に町長のこの質問を通しての認知症対策の、この質問を通しての思いをお聞かせしていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。ご質問いただきまして、ありがとうございます。認知症対策も含めて、高齢者、地域福祉のあり方、なかなか一筋縄ではいかない、答えがこれで正解だという答えがなかなか見つけづらいものだなあというふうに思っております。1番長いものでは、国の方で制度を作りました、民生児童委員、民生員さんの制度が、やはり地域の見守りの原点になっているのではないかなというふうに思います。その後介護保険制度も始まり、さまざまな地域福祉、支援の仕組みができてきております。佐川町内だけを見てもですね、いろいろな方が見守り活動とか、支援活動をしていております。その中心となって、地域包括支援センターが機能していかなければいかないと、いうふうに思っております。ただ、まだまだ改善することが多くてですね、特にいろいろな方が関わっておりますので、それが医療行為であって、医療サービスであったり、介護サービスであったり、複層的にサービスが重なっていきます。その情報を個人情報のもと考えながら、どのように共有をしていくのかということが、とても大切ではないかなというふうに思っております。1人の方の所に支援者、サービスを提供する側が3人も4人もいってる場合も当然あります。その中でどういう経過でどのようなサービスをして、その人個人がどのような変化が見られるのかということを、正確に情報を共有する、そのためにも地域包括支援センターが果たす役割は大きいというふうに思っております。新しいテクノロジーもあります、道具として利用しながら情報の共有が図りやすい、仕組みも考えていきたいというふうに考えております。いずれにしても佐川町を上げて、町を上げて丸ごと我がことでこの地域福祉は取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。いろいろな方のご支援御協力いただいて、佐川町の皆さんが豊かで笑顔で幸せに暮らせる、そんな町を皆さんと一緒に作っていきたいと考えております。自治体職員の削減の話がありましたが、健康福祉課に限って言えば、ずっと増やしてきております。今後の予定としましても、削減する予定はなく健康福祉課の職員に

関しては、地域包括支援センターを中心にですね、増員をしなければいけないだろうなあという予定もしております。しっかりと業務量に見合った人員配置をして、住民の皆さんにご迷惑をかけることがないように、そういう行政を取り入っていきたいと、いうふうに思っておりますので今後いろいろな角度で、ご助言をいただければというふうに思っております。また助けていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上になります。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。次の質問に移ります。

農業後継者対策ですが、農業後継者や新規就農者への支援についてですが、ここ数年の新規就農者の数と作物、就農支援事業の準備型と経営開始型の受給者数をお聞かせしていただきたいと思えます。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。新規就農者の数についてご質問いただきました。平成 27 年度より平成 30 年度までの、町で関わる把握しております新規就農者につきましては、10 名が新たに農業を始められております。品目別ではショウガが 4 名、ニラが 3 名、トマト、ピーマン、イチゴが各 1 名でございます。このうち就農開始直後の経営確立を支援する資金として、農業次世代人材投資事業経営開始型を活用されている方が 8 名、昨年度地域おこし協力隊の研修を終えられた方 1 名も含まれております。さらにその 8 名のうち、就農前の研修を後押しする資金、農業次世代人材投資事業準備型を活用された方が 2 名となっております。さらに本年度に入りまして 2 名の地域おこし協力隊の候補生が退任をされて、ショウガとトマトで経営を開始されております。これまで平成 27 年度以降 12 名の方が就農をされております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

今年新たに受給を希望している人は 2 名、この就農支援事業、国は本年度の予算を 1 割減額しております。その影響はないのでしょうか、希望したが受けられないとかいうことはないのでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。新規就農者が定着するために、経営安定するまでの資金、先ほど御説明をした、農業次世代人材投資事業につきまし

ては、新聞報道にありましたとおり、各県への予算が削減されているとお聞きしております。この事業これまで 45 歳まで就農が要件でしたが、本年度は見直されまして、50 歳までの就農も給付が可能となっております。このタイミングでこの報道があったということですが、6 月 5 日に行われました説明会においても、町への交付予定額について具体的に示されていない状況であります。また今後の方針、予定も不明な状況でございます。現在のところ明確に回答ができない状況ですが、今後は国と県において整理がされまして方針が示されることとなると思われます。現在のところ影響するかしないか不明であります。根拠のある回答ができない状況でございますけれども、引き続き県とも情報共有しながら新規就農者が安心して経営できるよう、関係機関と支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

7 番（森正彦君）

今のところ影響はまだわからないということのようですが、この場合いつ頃わかるんでしょうか、それと希望した人が支援受けられない場合の対策は考えておられるでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。いつ頃その影響がわかるかということですが、現在のところ明確にいつとお答えはできない状況です。受けられないというようなことの対策でございますけれども、今、国、県の情報がはっきりしてない状況ですけども、今後、町でそれを継ぎ足すというようなことは現在考えておりません。

7 番（森正彦君）

状況はわからないと、あるいは町が継ぎ足すということは考えてないということのようです。簡単に継ぎ足すということが、これはいいのかどうかということもあるわけでございます。私らあが営農の指導員やって皆さんにイチゴ栽培とかニラ栽培進めてやった時は、優遇策というのは無利子、後継者育成資金とかそういった無利子が最高のものでございました。最近は非常に後継者が少なくなって、やはり環境問題もあるし、あるいは地域の経済もあるし支援していかうということですが、ひとり立ちするということに関する支援も必要になって来るとは思うわけですが、この就農支援事業これを元にして、頑張っていこうとしている若い人もおるわけですので、情報収集に努めてですね、最善の方法をとれるよう

にしていきたいと思います。今年も2名が希望しておる、ここ数年間でも10名くらいが新規就農しているということで、本当に有難いと思っておるわけでございます。今後も農業やりたいという人が出て来ると思いますが、ただ農業もなかなか大変でございまして、農業とのその人との相性もあります。また就農するとなると相当の投資も必要となります。投資をした後で、どうもなじめないという事もあります。また都会から憧れて就農してみたが、思い描いていたことと違うというようなこともあります。しかし投資をした後で、辞めるとなると多額の借金を背負うことにもなったりします。そんな例は結構あります。そういうことを避けるためにテスト就農をする制度を作ったらどうかという私の提案でございます。このことは以前にも質問したことがあります、実現はしていませんので、再度質問をさせていただくわけでございます。このテスト就農ハウスは、安芸市の方では既に実施して成果を上げているようです。安芸市の事例を把握していると思いますが、その内容と状況をお聞かせいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。安芸市のサポートハウスの状況についてはですね、現在安芸市では研修を終えられた農業者の方を対象に、サポートハウスという形で、4棟のハウスを所有をして貸していると、その間2年間貸して実際に経営してみると、というような形をとっているそうです。これまでハウスで実践された方のうちに2名が実践も終了されて、実際にハウスを建てて就農されているということで、現在は4棟あるハウスで、全てにおいて実践が行われているという状況だと聞いております。以上でございます。

7番（森正彦君）

安芸市では成果が上がっているというようでございます。今回の私の質問は当町でもテスト就農ハウスを構えるということです。そのハウスで1年なり2年なり農業経営をして確かめてみる、そして本格就農するか確かめるというものです。当町のテスト就農ハウスの設置にはどのような考えをお持ちでしょうか、お伺いします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。佐川町で就農希望されてる方ですが、品目によりますが、基本的に就農するまでに、まず研修期間として県の担い手育成センターなどで、基礎研修を行います。その後地元の指導農業

士などの元で実践研修を積まれた後に、実際に農業経営が始まるということでございます。就農希望者には就農相談、研修、就農の各段階において、支援を実施しておりますが、現在のところ就農直後に離農されたということはない状況です。ただ農業資材など先ほど言われた通り、多額の資金が必要になり、負担となっております場合がございます。研修後の農業始めたばかりの方が、費用負担を少なく、実際に農業経営ができる研修ハウスを、整備している自治体も安芸市のようにございます。佐川町において今後安定して担い手を確保する基盤づくりも必要であると考えておりまして、就農希望者が挑戦しやすい仕組みとして、テスト研修ハウスは有効であると考えておりますので、受け入れ体制から販売まで総合的に、サポートできる仕組みづくりについて、今後具体的に関係機関と検討してまいりたいと考えております。以上です。

7 番（森正彦君）

今後具体的に検討してまいりたいということでございますので、実現できるように検討をしていただきたいと思います。新規就農者、就農後そのフォロー体制っていうのは、どんなになっておいででしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。フォロー体制についてですが、佐川町におきましては就農希望者の就農相談から、研修、就農、その後の先ほど言うた通り、経営安定までの各段階におきまして、JAそれから農業改良普及所、農業委員会それから町で構成します、担い手育成総合支援協議会が情報共有の上、現地指導するなどして、支援をしております。新規就農者の募集や就農後の農業簿記講座、それから経営研修会などの、農業経営支援の他に、栽培技術、農地の確保及び事業活用などの、実際新規の就農者が抱えている課題について、関係機関での支援体制をとってフォローしている状況でございます。以上です。

7 番（森正彦君）

ご苦労さまでございます。新規就農者、そういう行政とかの支援、本当にありがたいところでございますが、1番大事なのは部会や、地域の中で成長していくと、いうことが大事やと思います。私の回りにも新規就農者がおいでますが、それぞれに部会とか地域の人、仲間とともによく頑張っていると思っております。自分の目指した

農業が実現し、中にはですね待ち続けた子宝にも恵まれ、マイホームを建設するというように順調に成長している若者もおいでます。皆が夢を実現して幸せになることを願っておるわけでございます。

次に新規就農の場合の農地確保でございます。斗賀野地区は圃場整備が進んでいまして、他の地区から農地を求めて若者が来ています。黒岩地区は河川改修と合わせて、圃場整備を実施する計画があるようでございますが、その他の地区でも圃場整備をしないと時代に合った農業ができません。その辺りの計画があるのでしょうか、お伺いします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。圃場整備についてご質問をいただきましたけれど、圃場整備につきましては、個人の分散化した農地を集団化しまして、区画を整理することによって生産性の向上を図るための整備事業でございます。佐川町では先ほど森議員の言われたとおり、斗賀野地域中心に、西山それから加茂などの一部で約 200 ヘクタールの農地が、整備されております。区画を整備し農地がまとまることによって、効率の向上それから生産コストの低減により、生産性の高い農地ができて営農活動の継続と、新規就農者などの就農につながるものと考えております。近年では高知県が実施する、県営の圃場整備事業につきましては、採択要件が緩和もされ、施肥面積が 10 ヘクタール以上から、対象として実施できる事業も創設されております。また圃場整備事業はこれまで国、県、町、それから地元でそれぞれ負担する事となっていたために、参加した場合には一部地元負担が伴うことが、これまでの原則でございましたけども、事業の創設、それから制度の拡充、助成金制度など、一定の要件を満足する地区につきましては、地元負担が必要ない、または大幅な低減が可能となって来ております。農業に従事される方が減少されていく中で、今後も営農継続して担い手農家への集約など、農地を有効に活用していくためには基盤の整備が有効な手段の、1 つであると考えております。まずは関係者の方々の事業実施の意向が、大変重要でありますことから昨年度はモデル地区として事業に大変前向きな中心的な担い手がおられる市の瀬、立野、馬の原地区に対象にアンケート調査を実施したところです。その他にも室原地区につきましては、昨年水利組合等協議もさせていただいて、この地区にも前向きに考えておられる担い手の組織が存在しております。これから基盤整備

の事業化について可能性を判断するため、水利関係者の方々を対象にアンケート調査を実施するように進めております。今後調査をした結果、関係者の皆さんにとって有利な事業が導入可能と、判断される場合につきましては、引き続き調査もさせていただき、具体的な事業の検討、それから営農計画の検討を実施したいと、考えております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

土地の圃場整備、市の瀬、立野、馬の原そして室原地区、そういう機運が盛り上がって来ておると、実際にアンケートをとってやろうとしておるということで、本当に良いことだと思っております。この2つの地域についてはですね、日当たりも大変良いですし、水はけも良い、さらに良質の地下水もあります。園芸農業するには絶好の条件を備えていると思います。地元の気運も高まっている、世話人もおるということで、役場としてもですね必ずこの事業は実施する、実現する、このチャンスはものにするという決意で臨んでいただきたいと思います。農業振興の大きな力に、基盤になると思うわけでございます。このチャンスをものにすると言いました。なかなかこれ難しいこともあるわけでございますが、地元、以前はよく「地元がやらんと、地元がやることじゃ」とかって言いよったわけでございますが、行政の方ですねリード、支援しながら、必ず実現して、するよう頑張っていただきたいと思います。いくつか質問をし確認をさせていただきましたが、私がいつも言っていることですが佐川の基幹産業は農業であると、なりわいとしての業を起す起業としてはですね、1番手っ取り早く成功率も高いと思っております。実際に新規就農して軌道に乗り努めていただき、より収入が増えたという人も多くおります。親元就農も結構あります。そこにある良い物を認識して伸ばし、伸ばしていくということは成功の秘訣というのは、世の中の常識です。力を込めて農業振興担い手育成をしていく必要があると思います。そのことは町も理解しているということはわかっていますが、どういう手を打つかだと思えます。どういう手を打つか、次の一手、次の一手へと進んでいってほしいと思います。最後に町長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。町としての支援内容につきましては、今後検討進めていく内容につきましては産業建設課の田村

課長の方から説明をさせていただきました。私の思いとしましては、農業に限らず、林業も、商工業もまずそれにチャレンジをしたいと思う人、新しく新規に就農されたいと思う方の思いの強さ、これが1番大切だろうなあというふうに思っております。覚悟を決めてやる、その思いが強ければ強いほど、成功しているケースがほとんどだというふうに思います。その上で町としてはしっかりと考えれる支援、町ができる支援をさしていただいてサポートしていくと、その関係がすごくいいんだろうなというふうに思っています。町としてですね行政としてやり過ぎるとかえって良くないということも考えられます。そこはしっかりと地元の皆さんとも協議をしながら、圃場整備のこと、農地の確保のことにつきましても、今後進めたいというふうに思っています。やはり佐川のこの美しい自然、美しい農地、美しい田畑をずっと長く、地域の皆さんと一緒に守っていききたいというふうに思っておりますので、町としては重要課題と思って取り組んでいききたいと考えております。以上です。

7 番（森正彦君）

どうもありがとうございます。たしかに言われる通りで、思いが強くないと実現はしないと、自分の夢は実現しないと、ということでございます。テスト就農につきましても、あるいは圃場整備につきましても前向きに進んでいると、いうように受けとっております。本当に私もずっと農業関係に携わって来ましたので、本当にうれしく思います。佐川町の方の風景は農業の中にあると、いうように私は強く感じております。佐川町の町民がきれいな環境の中で暮らしていくというのは皆臨んでいるいることでございますので、これからも農業振興、あるいは環境を守っていくということで私も力を微力ながら尽くしてまいりたいと思っております。2つほど質問させていただきました。丁寧な御答弁ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

議長（永田耕朗君）

以上で、7 番森正彦君の一般質問を終わります。

15 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 5 分

再開 午前 10 時 20 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、11 番中村卓司君の発言を許します。

11 番（中村卓司君）

11 番議員の中村卓司でございます。議長のお許しをいただきまして、令和元年 6 月の議会の質問を 3 点ほどさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず最初に、農業法人についてということで、列挙させていただいておりますけれども、内容はちょっと農業法人という意味が、ちょっと直接ではないかもわかりませんが、関連につきましてご質問をさせていただきます。今後の佐川町の農業を考える場合に、森議員からも何点かの質問がございましたけれども、町長の方からは行政報告の中で、農業後継者に対して農業の担い手の確保するために、次世代を担う新規農業者に対し、農業就農直後の経営確立に資金とするために、資金として年間 150 万円を上限に最長 5 年間交付する、農業次世代人材投資事業と、経営開始型という形で実施しているという報告もございました。それによりまして新規就農者が 18 名となったということの報告もございまして、実績が着々と積み重なっているようでございます。そんな中でもやはり農業は高齢化が大変進んでおりまして、大変心配をしております。特に、休耕田が大変目立つようになりまして、以前はイノシシとかですぬ鳥獣の害によりまして、佐川町でいきますと、山間部の山田と言われる所がですね、どんどん休耕しまして、佐川町全体では 700 町歩くらいの水田面積、耕作面積があったのではなかろうかと思っておりますけれども、100 町くらい減りまして現在は 600 を切ってるくらい、落ち込んでいるのではないかと思います。こういった山田以外でもですね、平坦地でも最近ではですね、休耕田が目立ち始めまして、私の近所ではセイタカアワダチソウが人の背丈より大きくなって、カーブの所に休耕田ができますと、相手が来る車が見えなくなってですね、大変迷惑をしているようなこともあります。さらにはですね、基盤整備をしているような斗賀野の一部でも、そういったような所が見え始めております。基盤整備をするというのはですね、本来なら最初の目的の 1 つであった、高齢化が進んでも休耕田にならないようにということの、理由も 1 つとしてあったわけですがございますけれども、それでも休耕田ができているということで大変心配をされま

す。そこでですね、この休耕田を今後増えていこうかというふうに思うんですが、昨年議会懇談会の中でも、ある地区から「休耕田対策、行政として何とかならんろうか」というふうなこともございましたが、一応お答えとしては自分達の議員としてのお答えは、行政につなぐけれども、なかなかそこまではなかなか手が回らないというのではないらうかと、いうことで農業のある程度、組織化をして自分たちで、地域で、それを取り組んでいくというふうなことはどうだろうかということで、お話をしましたところ、早速これも行政報告にもございましたけれど、斗賀野地区では、斗佐耕楽会ですかね、立ち上げていただいてそういうことへも、熱心に取り組んでおられるということでございますが、今後のですね休耕田対策、こういった組織がいくつもできればいいんですけれども、行政としてどのようなお考えがあるのか、まずお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

産業建設課長（田村正和君）

おはようございます。中村議員の御質問にお答えさせていただきます。休耕田対策と言われてございますが、現在休耕田もおっしゃるとおり斗賀野の圃場整備をした所でも、そういった兆候が見られると、いうようなことがございます。特に山間部においては増えるというような状況で、今町として取り組みをさせていただいてるのは、先ほど言われた通り集落で休耕田にならないように、具体的に言えば交付金制度もございまして、集落への直接支払い制度で何とかその集落で、耕作放棄地にならないような取り組みをしていただくと、それから平場においても多面的機能、これも交付金制度ですけども、これもある一定の区画を皆さんで維持管理をしていただくと、いうような支援もさせていただいてるところです。新規就農者を増やすという事が1番の解決にもつながりますけど、それは町としても県としても合わせて増えるようにサポートしながら、支援をして協力隊の農業候補者生を受け入れて新しく就農していただくと、そういった形で新規就農者を増やすと、その結果耕作放棄地を防ぐというような形を保っています。これからもそういった取り組みを続けていきたいと考えております。以上でございます。

11 番(中村卓司君)

はい、ありがとうございます。ちょっと具体的にちょっとお聞きしたいんですけども、交付金という制度があるようでございますけ

れども、佐川町でどういうふうに交付金を具体的に利用されるのか、されているのか、それから斗賀野のその、斗佐耕楽会ですかね、そういう組織も動き始めているようでございますけど、そこに対しての助成なり援助なり支援なり具体的にどういうのを行政としてやられるおつもりなのか、やっておられるのかをお聞きしたいしたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

交付金制度の支援でございますけども、まず山間部、傾斜があるような農地のある地区で、1段の農業地を作っていただいて、その中で5年間耕作放棄地を作らないというような、協定を取っていただいて、その面積当たりに対して交付金をお支払いをすると、というのが基本でございます。その交付金で農地を維持していただくと、というような御支援をしております。その他にも平場でも交付金制度がございまして、その交付金制度につきましては、それも面積当たりで1段の農業地の面積当たりに対して、交付金をお支払いすると、そのお支払いした金額で農道水道なんかの維持管理をしていただきながら、耕作放棄地を作らないというような取り組みをしていただいております。それから斗佐耕楽会のお話が出ましたけども、集落営農組織につきましては、組織が設立するまではもちろん、町、県上げて皆さんとお話をさせていただいて、今組織が設立していただきましたけども、今後必要な補助制度、県にかなりございますので、具体的にこういった事業があるというのはちょっと記憶にないんですけども、これから機械を、例えば買いたいとかですね、そういった支援制度が充実はしております。以上です。

11 番（中村卓司君）

具体的に言われましたが、もうちょっと踏み込んだ形で、どれぐらいの助成なり金額なり、金額がわかればですね教えていただきたいと思いますが、今わからなければ後でも構いませんが、どうですかね。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。町内で組織がされているのが確か20組織くらいあったと思います。面積はちょっと今手持ちの資料がございませんので後で、それから交付金額につきましても、資料がございませんが、山間地の傾斜のあるような団地でしたら最大で、ちょっとまたこれも後で資料を揃えて確かな情報をお持ちしたいと思います。すみま

せん、よろしくお願いします。

11 番(中村卓司君)

そこですね、組織化を図っていかないかんというふうに思いますが、農業委員会にちょっと聞きたいと思うんですが、全国的にそういった組織的に法人とか、NPO法人とかですね、そういうふうな事例がですね、農業委員会のほうで何かあればですね知恵として、お聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょう。

農業委員会事務局長(吉野広昭君)

お答えいたします。平成確かですね、21 年度と思います、記憶ですが、農地法の方、改正があってですね、1 つは下限面積の緩和であるとか、もっと大きいところ言えば、株式会社等がですね農地を貸借できるように条件が緩和されています。議員さんのおっしゃられるとおりですね、全国的にはですね法人参入、企業参入、特に異業種参入みたいな話も増えてはきておると思います。以上です。

11 番(中村卓司君)

はい、ありがとうございます。地域の皆さんに頑張っていて、本当ボランティアに近いような組織も大切だと思いますけれども、ある程度やはり企業的に成り立つようなですね、制度があればそれに乗せてやっていくという方法も考えられますし、また自分もですね知恵を出しながらですね、そういった方向も考えてみたいと思いますので、お知恵を拝借して、耕作放棄地ができるだけ少なくなるように、行政としても協力お願い申し上げましてこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、道の駅につきまして質問申し上げます。道の駅事業は徐々ではありますけれども、ある程度前向きに動き始めているような気がしております。これも議員懇談会の中で町民の皆さんの声を聞くと、「遅いわよ」と「もうちょっと早うやらんかよ」というような声も聞かれております。だんだん私も議会の中でご質問することがありますけれども、候補地の選定も約束された時よりも 1 年遅れたりですね、2 年遅れたりということで、本当に遅いなあというふうな歯がゆい思いをしております。けれども 3 月の質問の中では町長は、私の 3 月の議会の質問では内容について、具体的に今年度内に委員さんも含めて考えてみようというような、委員会を立ち上げるとというような御返事もございました。そこですね、今のですね道の駅に対しての進捗状況とかですね、内容について検討すると、

いうふうなことでございましたが、こういったことで内容検討していくのかということを具体的にお聞かせを願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長(岡崎省治君)

おはようございます。中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。道の駅の検討の現状でございますけれども、まず建設の場所につきましては、検討委員会から出された2カ所については執行部、チーム佐川推進課の方で、地権者との接触を行う中でですね、1カ所につきましては協力がなかなか難しいと、という一部の方がおいでたり、それからもう1カ所につきましては、なかなか営業補償等の問題でですね、なかなか2カ所ともですね話を進めるには困難な状況に、現在なっております。この建設場所につきましては、この検討委員会2カ所の場所も含めてですね、執行部の方で検討、適地の方を検討続けている状況でございます。中身、施設の中身につきましてはですが、本年度については予算でですね、基本構想を立てていくということで、委託料も含めて予算計上させていただきます。今年度に入りまして具体的にはですね、専門家のアドバイスをいただくということで、道の駅等はこの建設、立ち上げから運営に携わっていただいております、四万十ドラマ、畦地社長とコンタクトを取りながら、本年度ですね基本構想の策定にアドバイスをいただく、それから構想の策定に携わっていただくということで、準備を今進めております。具体的にはその、構想、基本構想を策定していく中ではですね、やはり役場だけでなくて運営に直接携わっていただく、そういった当事者の方にワークショップ等も開催する予定にしておりますけれども、それに最初から携わっていただくということで、それをしながらですね、基本コンセプトであるとか、そういったもの、それから機能であるとか、あるいは設置場所も含めて、そういったもの、それからもちろん開業までのスケジュールであるとか、そういったことも含めてですね、基本構想の中でまとめていくと、これは役場だけでなくてそういった直接携わる方も含めて検討して、年度内に基本構想を策定していくと、というような現在予定にしております。以上です。

11 番(中村卓司君)

はい、ありがとうございます。委員会の中で専門家なりをお話をして、畦地さんという声も出ましたけれど、何人くらいで構成をす

るおつもりなのか、というのはですね、前回の委員さんかなり人数多くて、皆言いたい放題の会になってっていうこともあったんですが、言いたい放題という言葉は悪いんですけど、自由に発言し過ぎてまとまりにくいと、いうふうに思ったんですけども、かといってあのメンバーをですね外すっていうのもいかなものかというふうに思うんですが、どれくらいの規模でどういった内容で委員会を立ち上げていくのかっていうのは、もうちょっと具体的に説明を願います。

町長(堀見和道君)

おはようございます。ご質問いただきましてありがとうございます。中村議員の御質問にお答えさせていただきます。これまで前回の検討委員会として開催したものは、佐川町に道の駅があったらいいのか、なくてもいいのか、道の駅があったらいいと言う場合は、どんな道があったらいいのかと、道の駅があったらいいのかということを利用者の視点、また関わる、運営側として関わる視点、さまざまな視点で自由に意見を出していただいて、佐川町に道の駅をつくるとしたら、こんな道の駅がいいんじゃないかということを中心に自由に意見を出していただいています。場所につきましても本当に自由に意見をいただいて、その中から絞っていったという経過があります。今年基本構想作るために、開催する委員会につきましては、道の駅の運営に関わる立場の人達、ぜひ関わりたい、若しくは生産者として道の駅に産物を提供したい、このように道の駅の運営、経営に直接的、間接的に関わる皆さんの意見を集約して行って、機運を高めていくと、具体的に運営の体制をつくっていくということが大切になっていきます。仮にこの場にですね、町民の皆さんから参加したいという方が1人も、もしいなかったという状況であれば、佐川町の道の駅はとてもできないということにもなりかねません。そういった意味で町としては、何人ということは現時点では考えておりませんが、これから運営、経営に関わっていただけますか、関わりたいですか、関わらないですかということも含めてヒアリングをしながら、検討委員会のメンバー、ワークショップに参加していただく方については決めていきたいと、考えております。現時点の予定では、7月に第1回目のワークショップを行うという予定で進めております。以上です。

11 番(中村卓司君)

はい、ありがとうございます。中身を充実するために具体的に動けるメンバーということだと思ふんですが、それと熱い心を持ったメンバーで集まっていたいてということだと思います。そこでですね参考にしてほしいというか、ちょっと自分もですね、こういった道の駅はどうかあということ、ちょっと先日すばらしい実績を残している所をですね、視察をして来ました。岐阜県の中津川市という所に、ちこりの村っていうのがございまして、これはマスコミ等からインターネットなんかに取り上げられて、非常に有名な所ですけども、その所を私も知るところになりまして、行ってまいりました。ここの社長さんは中田智洋さんと言われまして、68歳だそうでございます、私とあまり変わらない歳なですけど、非常に精力的に動く方で、元々はですねラムネの製造会社をお父さんがなされておって、その傍らにもやしの副業をなされておったということです。それが1945年ですから昭和でいきますと、昭和20年頃ですかね、その時に中田商店というて開業されて、もやしとラムネをやっておられたそうですけれども、この社長が就任されまして48年に、もやしだけの専門の業者となっておりまして、その理念にですね無添加、無漂白、無農薬、安心安全な物を消費者に届けるということ、を理念にですね、社長が一大奮起をして銀行からお金を借りながらですね、すごい事業を始めたようでございます、今の日本人の健康志向に寄り添う、商品を届けるということで、さらに発展して平成15年には、このちこりの村という物を開設したようでございます。そこにですねおられた方が、宮地さんというて言われまして、その方は高知出身で土佐高の卒業生、卒業されてリクルートに就職されて外周りをしていた時に、このちこりの村を知ってですね、是非私を雇ってくださいということで就職されたそうです。その方にですね場内をご案内をしていただきました。会社はですね、もやしを元々やっているんで120億くらいの売り上げがあるそうです。このちこりの村はそのうちの20億くらいで、販売しておりまして、中身はですねオーガニックの商品を多くて、ちこりはもちろん黒にんにくとかですね、ドレッシングとか玉ねぎスープ、地元栗が大変多い所でございますので、栗のきんとんとかですね、わらび餅とか、さらにお酢とかですね、それからちこりを使ったお酒とか売っております。もちろん発芽野菜なんかも売っておりますけれども、100以上の製品を売っております。自家製品と共にですね地元の産物も、そ

のお店に売っておりまして、ここにパンフレットをいただいておりますけれども、また後で町長にも見てもらって、100くらいあってですね、それを売っております。そしてですねインターネットでも販売しております、特に売れるのは、おせちだそうです。野菜を使ったおせちですね、お正月のおせちなんですけども、楽天のおせちのナンバーワンのインターネットで、売っているというふうなこともお聞きしましたし、さらにレストランがあつてですね、おばちゃんレストランがあつて、私が行った時も観光バスが平日でしたけれども、2、3台来てどどつと入って行ってレストランの方に行くと、いうふうなこともありまして大変好評ということであります。そんな中で、私が非常に関心を持ったのはですね、町長の認識もあるかも知れませんが、この道の駅っていうものはですね、行政が直接関わるとあまり成功しないと一般に言われておりまして、ここはですねまるっきり民間です。先ほど説明したように、まるっきり民間です。それで宮地さんの説明ではですね、道の駅に申請したそうですけども、却下されて道の駅には国は指定をされなかったそうなんですけど、やっていることはですね、まるきり道の駅と同じことなんです。しかもですね面白いのはですね、休耕田を使ってちこりの苗を農家に植えてもらって、それを有料で買い取って、それをですねもやしの部屋の暗室にこしらえて、ちこりを製産するというのもやっております。言うたら地元の農家との連携をしているということらしいです。また雇用をしているんですけども、なんと雇用の条件は60歳以上、60歳以上ですよ、そこで100名くらいの応募があつて10数人雇ったそうですけど、学校の先生とか柔道をしよつた先生とかですね、そういったまだまだこれから働けるっていう、60代の方が集まって仕事をされておまして、焼酎を作っていますけども、その代表の方に鹿児島まで、どぶろくを作る所の焼酎を作るに勉強にさせて、そして帰って来て大きい窯を作つて、どぶろくも焼酎も作ってるそうでございます。長々と申し上げますけれども、雇用はですねその中でですね、レストランも含めてですね50人以上が働いておまして、雇用の場にも大変なつたというふうな、直売所、販売所ですけども、あの様を見た時に、これからの道の駅は農業直売所っていうのは時代遅れで、農産物以外の物を道の駅のメインにしてですね、やっていくというのがまさに、このちこりの村はすごいなと思つて帰つてまいりましたが、町長の私見でも構いま

せんけんど、これからの専門家の畦地君なんかにも参加をし、また梅原さんなんかもですね、すばらしいアイデアを持った方もおりますけども、この今までの道の駅っていう物の感覚を、一切度外視をした形が良いんじゃないかというふうに思っておりますけど、町長の大変アンテナが高いので、御意見もお聞かせいただいたら大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。サラダコスモさんが経営されている、ちこり村はですね、これから佐川町が予定をしている、整備を予定している道の駅の成り立ちとは、全く異なる成り立ちになります。企業経営という形で何十年も基盤がある会社がですね、農業だけでなく観光農園化をしていこうと、いろいろ加工品も増やしていこうと、いうことで何十年もかけて積み上げられた会社さんが、すばらしい社長さんが取り組んでいる事業なので、なかなかそれをマネをするということは難しいですが、参考にさせていただく所は参考にさせていただきたいというふうに考えております。道の駅につきましては、今は道の駅の経営から外れましたが、四万十ドラマが道の駅とおわを経営されている時に、何回も見にいっております。後今年度は京都の南山城村、宇治の抹茶の生産でも有名な、南山城村の道の駅も視察に行きました。去年は山口県の長門にある道の駅、センザキッチンですとか、内子の道の駅も視察をさせていただきました。皆さんそれぞれすばらしい点があって、やはり地元の皆さんがその気になって関わっているという所が、成功しているのではないかなあというふうに受け取りました。特に隣の県の愛媛県の内子町の道の駅は、本当にすばらしい取り組みで、長きにわたって道の駅を経営をしております。今年になって新たに増設した箇所もありますが、どんどんどんどん地域の皆さんの関わりが主体的になって来て、自分事になって来て、楽しみながら道の駅の運営に関わっていると、いうことがすごく伝わって来ました。佐川町はまだ0からのスタートですので、一朝一夕にそこまでいくということにはならないことは間違いありませんが、無理なく始めて時間をかけてですね、しっかりと経営していける、住民の皆さんの力をお借りしながら皆で盛り上げていく、そんな道の駅になっていけばいいかなというふうに現時点では考えております。以上です。

11 番(中村卓司君)

確かにそうだと思います。地元の皆さんが盛り上がらないと成功しないと思うので、そうは言ってもですね、ある程度導火線に火を着けるいうことは必要ですので、それは少し行政の方も頑張っていたきたいと思います。

それと、気がかりになるのはですね、地元で一生懸命やられる方が、果たして何人くらいおられるかなっていうこともすごく心配しております、これは悪口ではないですよ、悪口でないですけども、よその方が非常に佐川には来られるということで、副町長も教育長もよその方だということで、一生懸命やってこられることはもちろんわかってます。町民の皆さんの中にはですね、そういうことの声も聞くし、それから今度実行委員にひょっと畦地さんがなれる、それから梅原さんがひょっとなっていただけということになればですね、非常に結構なことだと思うんですが、そのちこりの村の宮地さんも、梅原さんも、それから畦地君も、それから東谷君も馬路村の組合長をずっと、皆知ってましてお世話になったということも言っておられました。そういったすばらしい知恵を持った方に来てもらうことも非常に結構ですし、やらなければなりませんけれども、地元の人ですね溝にならないような形にですね、なっていかなとそれもですね成功の秘訣だと思いますので、そのことも十分考慮していただくことをですね、この場を借りまして町長にお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。後、最後にですね、道の駅のことの最後について質問ですが、最近よく言われるんですけども、産業廃棄物の関係で、その関係で、それと道の駅と図書館いろいろ、そのこともあるんじゃないろうかというふうに憶測が飛び交ってますが佐川町では、町長のお考えをですね聞かせていたきたいと、兼ね合いがあるのか、無いのかっていうことで。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。まず先ほど中村議員の答弁の中に、東谷さんの名前とか梅原さんの名前が出ておりましたが、現在町として基本構想づくりに専門家として関わっていただこうと、考えているのは畦地さんだけでございますので、皆さんに誤解を与えてはいけませんので、それだけは十分ご承知をいたしたいなあというふうに思います。関わりあるか無いかということにつきましては、いろいろな噂話を元にした私の意見は言いたくはありませんが、産業廃棄物の最終処分場の件で、地元の方から町が予定している施設

について、加茂に作っていただきたいとか、長竹につくっていただきたいと、声が具体的に届いているということは事実であります。ただ現時点で執行部として、検討して判断して決めているということはありませんので、しっかりと今後執行部として、何が佐川町全体にとって最適なのかと、いうことを考えていきたいと思っております。以上です。

11 番(中村卓司君)

それでその土地の関係なんですけども、いつ頃にお決めになるつもりがあるのか、その点を最後にちょっと聞いておきたいんですが、町長どうですか。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。今年度中には決定をしたいなあというふうには考えております。それも基本構想を進める中で、機運が全く盛り上がらないということになれば、道の駅をつくらないという判断をしなければいけないかもしれません。そのことも合わせて今年度、今年の取り組みは非常に重要だというふうに思っておりますので、ぜひ中村議員にも熱い思いを持って関わっていただきたいなあと思います。以上です。

11 番(中村卓司君)

前回の質問で私が町長に同じお答えいただいて、機運が盛り上がらないとできないかもしれんっていうようなことを、書かせていただいたんですけど、それを読んで機運が盛り上がらないとできんというのは、妙にやらんかなあみたいなあニュアンスを受けた方もおりましたので、あえてですね機運を盛り上げる方法を、行政とともにですね地域の皆さんと一緒にですね、やっていきたいと思っておりますので、お願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、この質問は以上にさせていただいて、最後の質問、社会福祉協議会の問題につきまして質問をします。この社会福祉協議会の大変多くの皆さんが、退職をされるということの話が、突然降って湧いたような話しを思っているのは私1人ではないかと思えます。職員さんが6月末をもって、もう既に退職された方もおりますけれども、最終的には6月末をもって多くの皆さんが退職をするようでございます。その原因につきまして具体的にですね説明を願いたいと思えますけれども、別に今回の質問でですね、その問題を究明しようとかですね、糾弾しようとかいうつもりは全然ありません。

ただこういう問題になった原因なりを今知っておかないと、次へのステップというのはですね、できないと思いますので、そのことをですね多くの皆さんが退職されるっていうその原因、内容につきましてですね、まず説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

中村議員の御質問にお答えします。6月末をもってですね社協の方が、大量の退職者が出るということに対してのご質問です。原因を具体的にという話ですが、これは昨日の答弁で坂本議員にですねお話したと重複するかもわかりませんが、社協の方からですね6月30日をもって15名の職員が退職するというふうに聞いています。既に3月末をもってですね1名は退職されてます。退職される理由としましては、職員さんそれぞれですね、考え思いがatterることだと思います。町と社協の方はですね組織がやはり異なるということの中でですね、個別の理由であつたり具体的な理由というのはですね、直接はお聞きしていません。以上です。

11 番(中村卓司君)

課長としては、特別に個人的に何で辞めるかっていうことも、聞いてないということが当然だろうと思いますけれども、1番心配される事は利用者さんがですね、この社協さんの事業を辞めるにあたってですね、影響されるということが特に問題だと思うんですが、これも坂本議員の方から質問されておりますので、重複するかもわかりませんが、再度ですねお答え願いたいと思いますが、利用者への影響はですね今後ないのかどうかをお聞かせをお願いします。

健康福祉課長(田村秀明君)

はい、お答えします。介護職員の退職によりまして、訪問介護事業、訪問入浴事業など6つのですね事業の方が継続が困難となります。これについてはですね6月末で廃止となります。現在利用している利用者の不利益とならないように、社協の方もですね利用者を個別に訪問し、経過の説明と事業所への移行説明を行っており、大きな混乱もなくですね、移行作業が進んでいるというふうに聞いてます。新たにその立ち上がったですね会社の方がですね、ほとんどの方をですね同じようなサービスをしていくというふうに聞いております。以上です。

11 番(中村卓司君)

少し元へ戻りますけれども、町とですね社会福祉協議会との関係を

ですね、ちょっとその定義づけてほしいと思います。というのは次からのへ質問へもですね影響しますんで、町と社会福祉協議会の関係性と言いますかね、それはどういうふうな認識をしておられるのか、まずお聞きしたいと思いますが。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。町とですね社協とはですね地域福祉ということで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日々連携協力はしています。町の方は当然、地方自治法に基づく団体ということになります。社協の方はですね、社会福祉法人に定める法人ということで、社会福祉についてはともに協力してやっているんですが、団体としてはですね違うということは1つあります。町との関わりっていうところではですね、健康福祉課と社協のほうは毎月ですね、定例会議また随時ですね、報連相などによって情報を密にしてですね、ともに地域福祉について、力を合わせて取り組んでいるということです。以上です。

11 番(中村卓司君)

それぞれ連携を持ちながら、やらないかんという組織関係にあるということですが、これも重複しますんで確認しときますが、昨日の議員の質問の中で、町の補助金というのがですね、事務への補助ということで2,070万、その他にですねそれぞれの経費として、委託費とか、障害、それから生活コーディネーター、ファミリーサポートとか、いろいろあったんですが、それと補助金とは別でこれが出てるということだと思いますが、その出先というのは事務補助金というのは、行政から直接に、それからその経費については違う所なのか、それをちょっと確認しておきたいと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

はい、答えます。社協への補助金、これ本年度の予算額になりますが2,078万8千円、この補助金につきましては、佐川町社会福祉協議会補助金交付要綱に基づいて、法人のですね運営費を出しています。内訳としましては、役員報酬、事務局の職員、これは事務局長、それから正規の職員1名の2名、それから臨時職員2名にかかる費用が約9割を占めています。それ以外ですね運営費の中にはですね、通信費であったり司法書士、それから税理士への委託料、車両の維持経費、また研修旅費などが1割含めたものですね、2,078万8千円となっております。それからですね、事務局長にかかる人

件費につきましては、平成26年までは一般会計から全て全額を出しておりましたが、平成27年度はですね200万円、これはですね社協が行ってます介護事業の会計のほうから、200万出して残りを一般会計の方から人件費と出しています。28年度からはですね、介護保険事業の方から4分の1の方を支出しまして、残った4分の3をですね一般会計のほうから出すということで出しています。委託等はですね別の補助金となっております。委託については目的をもった事業やってもらうということで、別に委託事業費ということで出しています。以上です。

11 番(中村卓司君)

ということは、委託とか障害者への生活コーディネーターというのは、別に出ているということはどこの会計から出ているんですかね。

健康福祉課長(田村秀明君)

会計のほうはですね、主は一般会計のほうからですね出てます。委託金の中にはですね、例えば地域力強化推進事業委託費、例えば1,200万であればですね、この1,200万円のうちの4分の3がですね、国交補助金になっておって、残りが4分の1が町費であったりとか、同じように委託のですね、生活支援体制整備事業の委託料、379万4千円、これについてはですね介護保険特会の方のですね補助事業、今後についても補助があってということになって、町の一部持ち出しと合わせて、379万4千円と、そういった事業が委託金については、ほとんどになっています。以上です。

11 番(中村卓司君)

そうなりますと、2,070万何かにについては、純然たる町の会計、その他については町もあるけれども、補助金をプラスされてという内容にだと思えるんですが、それでその委託費とか、その他の金額を合計してみますと、これもだいたい2千万ありますよね、合わすと4千万くらいのものが、こういった厚い会計で保護されているという事と、いずれにしても町との、先ほど最初質問した町との関係からいくと、補助金なりを出しているんで、言葉は見つかりませんけれど、ある程度指導する立場にあると町としては、あるということの理解でよろしゅうございますかね。それ確認をしておきます。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。補助金の使い方として町として適正

に使われてるかとか、いうことをチェックする必要はありますけども、経営に関して指導する立場にはないというふうに考えております。社会福祉協議会には理事会という組織があります。理事会の中でしっかりと事務局の運営をチェックして、何かあれば指導するという機能、役割を果たすということが大前提だと考えております。以上です。

11 番(中村卓司君)

そうなりますと、なかなか次の質問がしにくくなりましたけれども、一応答えれる範囲でですね結構だと思うんですが、補助金の内容、補助金についての内容は言えるけれども、その運営については言えないということなんで、質問をしにくくなったんですが、答えれる範囲で構いませんので、それは答えられないということになればそれでも結構なんですけど、次の形に質問移らせていただきたいと思います。

町がですね、社会福祉協議会に期待するものは何なのかと、それから民間の業者の手の届かない所に、収支が合わなくてもですね、それを事業として執行するっていうのが社会福祉協議会だと、いわゆる社会的弱者に寄り添うというものが、そういう組織だと思います。それから社会福祉協議会の中で、事業実施しているわけなんですけども、そういった事業を行っておりますけど、それに関してですね社会福祉協議会について、町長に言われたことから言うと、それもなかなか答えにくいかもわかりませんが、答えがいただければ町長の良いですけども、そういう寄り添ってやれるっていうふうなことをやっているんですけど、その事業についての評価なんかはいかがなもんですかね。

町長(堀見和道君)

お答えさせていただきます。佐川町社協に期待することはですね、佐川町に唯一認められてる、社会福祉法人としての佐川町社会福祉協議会なんですね。町と足並みを揃えながら佐川町民の幸せのために、福祉活動においてですね全力を尽くしていただくと、住民の皆さんの幸せのためにしっかりと働いていただくと、いうことを私は期待したいというふうに思っております。今回のことがありまして私もいろいろヒアリングはさせていただいております。社会福祉法人という法人格を、少しちょっと忘れてるんじゃないかなあ、というふうにとれる発言もありました。社協の中で社会福祉協議会の中

で、介護事業をやっている社会福祉協議会もあればですね、県内はわかりませんが、介護事業を社会福祉協議会として、実際事業運営していない社会福祉協議会もあります。社会福祉協議会だから介護事業をやらなければいけないわけではありません。その中で民間事業者でもできる介護サービス事業を、佐川町社会福祉協議会が、特別会計という会計の中でいっていた、社会福祉法人という特殊な位置づけ、高い公共性、公益性が求められる位置づけの中で、毎年毎年1千万ほどの利益を上げて、留保金として蓄えて来たと、それは社会福祉法人だからできたことなんですね、その辺りをぜひ勘違いをしないでですね、そういう公共性、公益性のある立場の中で仕事をさせていただいてるんだと、いうことを更に深く今回のことをきっかけにですね、認識をしていただきたいなというふうに思っております。その中で、これまで指導は私として佐川町執行部として、社会福祉協議会に指導するということはできませんが、民間ではやりづらい事業、例えば障害者に関わる支援事業、そういったものを今まで介護事業の中で蓄えて来たお金で、対応出来ませんかという私の意見として、申し述べさせていただいたことはあります。なかなか障害者福祉というのはですね難しい部分がありますので、そういったものをぜひ佐川町社協には、担っていただける有難いなあとということを、お伝えしたことはあります。今回役場として介護福祉計画の中でですね、共生型の施設サービスということを計画に入れた中で、佐川町社協が役場の公募に対して応募してくれたと、いうことに対しては敬意を表して、ぜひすばらしい施設を作っていただきたい、その施設サービスを今後展開をしていただきたいということを期待をしております。そういう意味で今回いろいろ町民の皆様には、ご不安をかけた、そういう事態になったかもしれませんが、ぜひ今後はですね、また初心に戻ってしっかりとした経営を、社会福祉法人格としていただきたいというふうに考えております。以上です。

11 番(中村卓司君)

なかなか言葉を選ばんと、なかなか私も質問ができなるわけですが、町長が言われる意味は十分に理解をしております。そこでですね地域の弱い方に現に寄り添ってですね、一般の業者が収支が合わなくてもやっただけのことをですね、社会福祉協議会がやっているということなんですが、現実それでも介護の部分で平成

12年から始めて、一時期は2億くらいのお金が貯まっていて、大変どうやって貯まったのかなというふうな思いもするんですが、これはどうやって生まれたのか、誰がちゃんと捻出したのか、企業努力されたのか、何のために貯めたのかっていうのは非常に疑問を残るわけですけども、今の会計を見てみますと、積立金という形でちゃんと金額が列記されておりまして、今1億5千とか1億6千万くらいは多分あるんじゃないかと思います。そこでですね、そのことについてどうこうはこちらも言えませんが、そのお金をですね今回の共生型の施設に使われるっていうふうに聞いておりますけれども、そこはその理解でよろしいですかね。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。内部留保金についてはですね、平成29年度の社会福祉法の改正前はですね、特に使途について定めなくてはいけないと、いうようなことはなかったですね、その後ですね改正後からはですね、社会充実残高を除くですね、余力金についてはですね、社会福祉充実計画を策定してですね、地域公益事業などに投資しなくてはならないというように、法律が変わったみたいです。平成29年度にですね活用可能な財産から、社会福祉充実財産を指し引いた余力のお金はですね、4,600万ありまして今回ですね、それと別に足してですね共生型の施設に投資するということを、理事会で決定したというふうに聞いております。以上です。

11番(中村卓司君)

ということは、やはりある程度のその資金を使われるということでございますが、ちょっと話は戻りまして、今回の退職をされる方どれくらいおるかということを調べてまいりました。今職員さんが50名ですかね、全部の職員が今の段階ですけども、6月末をもってですね、既に辞められる方も含めて35名が辞められるそうです。正規6名、臨時さん9名、パートさん20名いわゆる介護に関わっていた、全員が辞めてしまうということになります。仕事の関係は残されたメンバーでまずですね、残された事業に対して、残された職員さんで十分に対応ができるのか、もちろん介護の部分だけ外れるんで、介護が無くなれば廃業ということになりましたので、いくとは思いますが、その点の心配もありますが、残されたメンバーで残された仕事が十分にこなせるかどうか、それが1つ。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。今回ですね6つの業務についてですね、廃止するという中で大量の退職ということになります。その部分についてはですね、こっぴりなくなりますので当然それ以外をやらなければですね、今の職員体制で構わないということになるんですが、残す業務としまして、継続する業務としまして、居宅介護支援事業、ケアマネさんを置いてですね、要介護の方のケアプランを作成する業務になるんですが、ここについては1名残ってます。その方がですね例えば件数なんかも大体決まってるみたいなんですが、1人で35件とか決まってるみたいなんですが、それをどこまでやって行くかによってですね人数がやっぱり保っているとか、ということになりますので、その運営についてはですね、町長の方も言いましたが、ちょっと町の方ですね何処までやっていくってところを決めてないので、ちょっとそれについてはわかりません。ただ今辞めていく人だけで考えたら、6つの事業、辞めていくこと考えたら残った所を今まで通りと、いうことであればですね今の体制でできるというふうに思っています。以上です。

11 番(中村卓司君)

それで安心をしましたが、そこでですね今度新しい共生型の介護事業というのが進められるということで、来年の春には開業ですか。グループホームと障害者の併用ということでやるわけですが、この土地の関係なんかも進めているようでございますが、この議員さんの中にも理事さんもおられますので、かなり知っておられるかと思えますけれども、これの開業に向けても福祉協議会が一生懸命頑張らないかんということですが、私なりにかなりのメンバーがなくなってしまうと、この新しい事業への事務的なことも、人的なこともですね大変危惧をされるわけですが、これは福祉課として心配もせないかんと思うんですが、その辺のことは十分に可能なのかどうか、把握しておれば聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長(田村秀明君)

お答えします。開業についてはですね来年の予定ではですね、6月を開所予定はしてます。建物ですね施設の整備につきましては、今現在許認可がたくさんありますので、それを取るようになっています。新しいですね事業所の人的なちょっと心配っていう話がありましたが、人的なことにつきましては、元々ですね、社協の方は今回の退職はなくともですね、元々内部の移動でその職員をつける

ということやなしに、最初から外部の方をですね採用するという
ことを前提にですね、行っております。実際に募集については本当に
これからたくさんしてですね、これから面接をするということにな
ってますので、それについても年度内に 7 割 8 割くらい、全体でグ
ループホームと小規模多機能型の共生型で、約 30 名を確保するとい
う中で、年度内にですね、7 割 8 割程度をですね確保してやってい
くと、というようなことを聞いております。ただ実際に何処までって
いうのは今の段階では私もちっとお答えできません。以上です。

11 番(中村卓司君)

運営については細かいことは町長が言われた通り、なかなか言え
んかもわかりませんけど、お金のことの使い道についてという話
は、できるという話はございましたが、強いてはそれを解釈するに
ついては、中身についてもですね影響していきますんで、福祉課と
してはですね、十分に指導なりをしていく必要があるかと思いま
す。そこでですね、心配するのは新しい事業について今までの積み
立てた分の、ある程度お金を流用するということでございますとい
うことは、一切なくなってしまうと、そのお金は今後生まれな
いということになりますよね。もし新しい事業を展開の時に必要な
お金もできて来ようかと思えます。まあ補助金なりでやればの話は
別ですけども、もしそんなことがないとすればですね、今までの
実績へ積み上げて来たお金も、何らか必要になろうかと思えます。
というのはですね現在今までの実績で社会福祉協議会の介護料を
いただく事業の対象者の事業の中で、280 人くらい月に対象者にし
て、それを仕事をして来て、年間で行くと 3,300 人くらいですね
方の事業をして、これの元となる積立金の元となる事業の仕事をし
て来たというものはあるんですよ、そうするとそれがごっそりな
くなってしまいますと、改正によって新しい事業に投資をしても構んとい
う枠の中があるっていうことを考えると、それがまるっきりなくな
ってしまいますよね。そうすると新しい事業やった時に、赤字が出
たりする場合に大変心配をされると、いう部分ができて来るわけ
ですが、その点はどうお考えなのか聞かせていただきたいと思います。
町長のお話はわかりましたので、答える範囲で、町長が言うたら全
部蓋を閉めるけやね、課長といろいろ話しも進めて来た経過もあり
ますので、課長にお答え願いたい、ちょっと待ってください。

健康福祉課長(田村秀明君)

はい、お答えします。今あります、社協にあります内部留保のお金をですね、全て今度の施設に投資するということやなしにですね、当然残してそれについてはですね、一定の運転資金という形で残すようにしてるようです。それから資金計画についてもですね、当然こういった大きな事業やりますので、しっかり立てていて返済計画であったり、それから今度逆に入ってくるお金についてもですね、同じような施設はどれだけ稼働率があるか、ということと全部差し引いてですね、20年間くらいかけてですね、全て返済もでき、運営も安定的にできるというような計画の表を作っていました。そういったことで進めています。以上です。

11 番(中村卓司君)

ありがとうございます。強いて申し上げるということになるとですね、この社会福祉協議会が概要の事業から全面的に撤退したというのは、佐川町にとって良くないと、私は個人的に思います。できればですね引き継いでやってほしいかなという思いもありましたし、介護のメンバーが全員ですね辞めてしまうっていうのは異常事態で、多分佐川町は笑われてるんじゃないかと思うんです、こういう状態になっているのは。町の責任はないですよ、町の責任は一切ないんですけど、社会福祉協議会の中での問題ですから、町がどうこうっていうものではないんですけども、ある程度申し上げるなら、そんな姿があったのはちょっとですね、本当に異常事態だと、中には社会福祉協議会でお世話になったから私は残ると言う人が、2人や3人おってもおかしくない、それが全員がおらんなるじゃあいうことはですね異常やないかというふうに思っております。けれども先ほど申し上げましたとおり社会福祉協議会としては、介護の仕事はもうせないかんがやないろうかというふうに思ってます。これは廃業したんでもう登録できないかなというふうに思っておりますけど、知識のある方に聞きますと、申請し直すと、すぐ復帰はできるということでございますので、私は介護の仕事、復帰してもらいたいなというふうな気持ちがあります。これでですね介護の、社会福祉協議会の質問は終わりますけれども、町長が何か言いたそうですので、町長言いたくないですか、はいわかりました。そういう希望をですね申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、11 番中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため 1 時 15 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 30 分

開始 午後 1 時 15 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4 番、下川芳樹君の発言を許します。

4 番（下川芳樹君）

4 番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い、3 点の質問をいたします。今議会定例会においても、町政の質を問う者として、この席から質問をさせていただきます。

執行部の皆さんには誠意あるご答弁をよろしくお願いをいたします。昨日よりちょっと風邪をこじらせておりまして、ちょっと聞き取りにくいような質問になろうかと思いますが、ご容赦をいただきたいと思います。

まず初めに、加茂地区産業廃棄物最終処分場についてお伺いをいたします。処分場に関する質問は昨年 3 月定例会以降 6 回目となります。昨年 2 月、高知県のほうから産業廃棄物の候補地 3 つの中に、佐川町加茂地区が選定された。このような経過の中で、これまで、開催されました地域の説明会、勉強会、様々な会に全て参加をさせていただきました。その中で反対のご意見、本当に心に響く悲痛な声として受け止めもさせていただきました。また説明会が進むにつれ、反対を望む声と、また別に賛成に回る考えの皆様も徐々に出てきたご意見としてはございます。双方のご意見を伺いながら、本当に地元の議員として真摯にこの問題については、対応させていただいております。

まず初めに、この質問に入るわけなんですけど、昨日、同じ産廃に関する質問に、橋元議員のほうから質問がございました。この質問については、重複する部分が多々ございますので、この質問については控えさせていただきます。平成 31 年 3 月定例会以降の新産業廃棄物最終処分場候補地に関する加茂地区での 5 回目の住民説明会が、5 月 12 日午前 9 時 30 分から、長竹、横山、竹ノ倉自治会を対象に、

また午後 2 時から本村、弘岡自治会を対象に、集落活動センター加茂の里で開催をされました。県より説明された内容は、これまで住民の皆様から出された様々な意見を踏まえて、埋め立て終了後の施設の管理について、施設の安全性について、受け入れる廃棄物の安全性について、施設の自然災害への対応について、地域を流れる長竹川の改修について、また地域を走る国道 33 号の交通安全対策について、地域内で井戸水を活用されている家庭の井戸水利用について、地域振興につながる取り組みについて、の合わせて 8 点に関するものでした。

この説明会の前後には県による候補地の現地見学会や、4 月以降に就任された新たな加茂地区自治会長への経過説明、長竹川の現地確認、住民個別の意見聴取、エコサイクルセンター見学会などが行われ、新年度に入り、県の取り組みも慌しく進んでいるように感じていた最中、先月の 5 月 31 日、尾崎知事が佐川町役場を訪れ、町長並びに議会議長宛に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設整備受け入れについての依頼書を提出。佐川町加茂地区の民有地に建設するとの申し入れがありました。新聞報道によると、尾崎知事は県内唯一のエコサイクルセンターが早ければ 3 年 10 カ月後の 2023 年 3 月に満杯になる見通しであること。新施設建設に最低 4 年程度を要することなどから、残された時間があまりないことを強調。建設地の決定に踏み切った理由については、住民説明を通じ、施設の安全性に一定の理解が得られつつある。残る住民の不安解消に向け、建設予定地を定め、地質など詳細な検討をする必要があるとの説明がございました。

私自身は、これまでの取り組みの中で、知事がまず町長それから議会議長に対して決定の通知をする以前に、地元の住民の皆さんにまず県の決定した内容をお知らせいただけたらよかったのに、ということが一つ心残りでなりません。まずは県の決定を住民の皆さんに示し、その後、町長並びに議会議長のほうに連絡いただけたら、それが、正当な順番ではないかと強く感じております。

堀見町長はこの知事からの申し入れに対し、真摯に受け止める。議会の意見を聞き、検討すると応じ、さらに施設の安全性に不安を感じる住民が多いことも事実だと、県に丁寧な対応と情報高新会を求めたとの報道でした。行政報告でも詳しく触れられておりましたが、3 月定例会以降の県や住民の皆さん、新たな自治会長会の会長

との対応なども含めて、これまでの発言に至った真意についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきましてありがとうございます。下川議員のご質問にお答えさせていただきます。これまでの発言に至った真意を聞かせてもらいたいというご質問でしたが。これまでの発言が少し特定できませんので、どの時点の発言に対して意見を言えということなのか、もう一度ご質問をいただきたいと思います。以上です。

4 番（下川芳樹君）

失礼しました。5 月 31 日に知事が来られ、その中でご回答された答弁された内容について、ということですのでよろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。昨年 12 月に高知県のほうから尾崎知事から最終候補地の予定地として佐川町加茂を選んだと。最有力候補として選んだという説明があってから、12 月に説明会が開催され、今年の 2 月、5 月説明会が開催されています。12 月の、かわせみでの説明会には出席をいたしました。加茂の里での 12 月の説明会には出席することができませんでした。大変申し訳なく思っております。その後全ての説明会には出席をさせていただき、また昨年度の長竹地区の自治会長さんが個々の住宅を回られて、それぞれ地域の声を拾われたその内容も頂いております。

また県のほうで開催をいたしました個別にお話を伺いをする会でどのような意見が出ているのかということも全て目を通して把握をさせていただいております。

また個別に私を訪ねていただいて考えを述べられる方、電話で意見を伝えられる方、いろいろ私はこれまでたくさんの声をいただきました。その中でも特に予定地である長竹、予定地の近接地である地元の皆さん、やはり反対の声が多いなど、不安に思われている方が多いなど、これは真摯に受け止めなければいけない。そういう思いの方がいらっしゃるということはしっかりと受け止めさせていただいたうえで、今後の対応を考えなければいけないと、いうふうにずっと考えておりました。

5 月 31 日に尾崎知事から直接決定についての申し入れの依頼がありました。その時にはやはり住民の皆様のこれまでいただいた声を大切に受け止めたうえで、今後町として県の申し入れに対して、

どのように回答するかということをしっかり決めていかなければいけない。

全ての皆さんに賛成をいただく、全ての皆さんが賛成した上での結論ということになるのは難しいということは当初から思っておりましたが、やはり地元の皆さんは心配されている。不安に思われている方が多いと、このことをしっかりと受け止めた上で重たい決断ではありますが、佐川町長として決定をして回答していかなければならないと考えております。その時の思いは大変重たい決断だなと、住民の皆さんの思いにどのように答えられるのかなと、正解のない、なかなか難しい、重たい難題だなと思いました。

それでも立場上、佐川町長として、決定をしなければいけないということを真摯に受け止めて取り組んでいこうと、そう思ったのがその時の率直な思いです。以上です。

4 番（下川芳樹君）

お答えをいただきました。昨日は議会終了後、長竹自治区の自治会長が長竹地域の皆さんのご意見、そのようなものを取りまとめて町長のほうにご提出をされたというふうにかがっております。

今後の決定について、町としても先ほどの言葉どおり真剣に地域のこと、住民のことに寄り添って、決定をしていかなければならない。そういうお考えで臨んでいただけるものと思っております。

次に、5月31日に尾崎知事が申し入れの際に提出された依頼書でございます。新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設整備の受け入れについて、この文書にあわせて示された確認書の素案というのが、添付されておりました。この確認書については、佐川町が県の申し入れを受け入れた後に、町、町議会、および県議会の意見を踏まえて最終的な文案を決定するとの記載がございました。前段の尾崎知事申し入れの際に、施設の安全性について将来にわたり最終的な責任を県が負うと明記した内容や、施設整備の中止に関する内容、受け入れに伴う地域振興策の内容、施設の安全管理に関する協定書の内容など、具体的な事項については、確認書の甲である高知県と乙である佐川町によって締結するとなっております。

施設建設を受け入れた後に、確認書や協定書の締結というのは地元住民にとって大きな不安でございます。せめて重要な内容については、受け入れの決定前に確認をすべきだと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まだ町として正式に回答を決めている訳ではありません。現時点で仮にの話で確認書の内容について取り決めをしたうえで、回答をする、受け入れる、そういう進め方もあろうかと思いますが、今、県のほうで示されている、進めている進め方で特段問題はないかなと思います。

ただ今後の町執行部としての県の申し入れに対する回答を作成する上では、この確認書に書かれてある内容も吟味しながら、回答書として作成をしなければいけないと思います。

いずれにしてもこの町議会で意見を交換して、その後、町執行部で協議をして判断して、その過程の中でどのような回答書を作成するか、ということを決めてまいりたいと考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

ただ、私自身が心配するのは後出しじゃんけんで施設は受け入れる方向に決定し、県のほうが調査に入り現地の実地設計、実地測量に入り、作業がどんどん進んでいく中で、本来しっかりと約束をされなければならない部分が、県の流れに流されてしまうようなことはないか。対象者がこの確約書、確認書ですが、甲乙の対象者が県と佐川町ということですので、私たちは県のほうに対して直接ものを申す機会があまりございません。町に対して、しっかりと先ほど町長が言われたような形で皆さんの不安を解消でき、しっかりした後々の管理ができる。また受け入れに対して何の問題もないというふうなことがお約束できるような確認書の締結については、町長としてしっかりとやっていくということを確認したいということを確認したいですが、そのことについてはいかがでしょう。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。確認書を締結する必要があるという事態になれば、責任を持って住民の皆さんのお考え、議会の皆さんの考えも確認をさせていただきながら、しっかりと責任あるまとめ方をしていきたい。回答していきたい。このように考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

次に確認書に付随する中身になろうと思いますが、確認書に記載されております協定書、これについては以前3月議会でも、ご提案

をさせていただきました。基本的に産業廃棄物最終処分場に県の言われるような適正な廃棄物が搬入されるということであるならば、安全がしっかり担保されると思います。これまで論議をされておりました地下水の問題とか、シートの問題、様々な問題もございますが、入る廃棄物が適正で安全なものであるというふうなことが、まず施設運営で一番重要なものであろうというふうに考えます。この協定書に対して県のみではなく、町並びに地元の住民の皆さんが何らかの形でかかわることができるような取り組みについてどのようにお考えでしょう。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。あくまでも前提の話にしかありません。先ほどもご質問、確認書のご質問も協定書のご質問も、もし町が受け入れると回答した場合に確認書、協定書という手順を踏んで取り交わしをしていくことになります。協定書を取り交わすということになれば、当然、議会の皆さんのご意見もお伺いし、地域住民の皆さんのご意見もお伺いして、しっかりと意見を取りまとめたうえで県にこの協定書の内容でお願いしたい、申し入れるという手順になっていこうと思っております。町が独断で協定書の内容を決めて進めていくということはありません。以上です。

4 番（下川芳樹君）

お話を伺っていると、まだ今申し入れがあった県からの申し入れに対して町議会はもちろん住民の皆さんとある程度内容についてしっかり話されて結論を出していくと、いうふうなお考えですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。議会の議論、質問を経て町執行部としましては庁議を開催して決定をしていきたいと考えております。

加茂地区の皆さんには昨日、説明会の案内書を送付させていただきました。6月16日日曜日午後4時から集落活動センター加茂の里におきまして、県の申し入れに対する町の回答の内容について住民の皆さんに説明をさせていただきますということで、案内文を昨日発送させていただいております。16日4時からの説明会までの間に町執行部としましては、結論を出して県に回答する前に住民の皆さんに直接、私の口から回答内容を伝えさせていただきたいと考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

県に伝える前に地元にもまず伝えると、それが適正な順序だというふうに私も思います。今後、町長の行政報告の中にもございましたように、今議会の一般質問の内容であったり、議員の全員協議会の中で話される内容であったり、そのようなものを今後十分に受け止められ、検討されて最終的に庁議で方向性を決めていくということが進まれるということです。

あと、先ほど申しました中身については6月16日、仮に町長のほうが、受け入れをするという結論に至って住民の皆さんに報告をした後についても、その確認書、協定書の内容については、十分に協議をしていくという心積もりであるということによろしいですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。6月16日に私から住民の皆さんに、結論について回答させていただきますということで今、お話をさせていただきました。仮の質問でございますので、この場での回答は差し控えさせていただきます。以上です。

4番（下川芳樹君）

まだ、中身が確定していないということで具体的な今後の進め方について、論議が十分できないという部分があるかと思います。ただ今後の進め方の中では、特に地域の住民の皆さん、またそれを代表する自治会の皆さん、自治会長の皆さん、そういう皆さんとともに真摯に話し合いを進めていかなければならないことも多々あるかと思いますので、その辺り、住民の皆さんに不利益、不安がないような形で極力全ての皆さんとはまいりませんが、多くの皆さんが不安に思っていることを一つずつ解消していけるように、誠意を尽くされるようお願いをいたします。

次に国民健康保険税の今後の見通しについて、お伺いをいたします。平成30年4月から国民健康保険の運営が各市町村から県へ移管をされました。県に移管をされるまでは各市町村がそれぞれの被保険者に支払われる医療費の一定割合を補うために必要な保険税額を推定し、税率等を決定してまいりました。去年の、県移管により高知県全体の被保険者に支払われる医療費の一定割合を賄うために県全体で必要な保険税総額を推計して、それを34市町村に事業費納付金として配分し、市町村はその配分された納付金額を元に保険料税率を決めていく流れになっております。

一昨年(2017)の9月定例会で、国民健康保険が県に運営移管されるにあたり、佐川町の一人当たりの医療費が県平均の一人当たりの医療費より安い場合には、現行の保険料がアップするのではないかと心配から一般質問をさせていただきました。その時のお答えでは、佐川町の医療費水準は県平均よりも若干低い状態にある、県内で総体的に言うとなんか高くなるということにはならないと思うが、ただ最終的に現在の保険税率で徴収した額が、県の事業費納付金に足りない場合は、保険料税率の見直しを行わなければならないとこのことでございました。県に運営移管されて、2年目を迎えますが、移管前の佐川町単独での運営から移管されてどのようにかわったのか。今後の予測についてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。まず保険税の水準になりますが、制度改正前の平成29年度から平成30年度につきましては、一人当たりの保険税額というのは、減少させることができました。一世帯あたり平均でマイナス1万2千円、一人あたり平均でマイナス9千円の減額となっておりました。ただ賦課割合を賦課の方法で資産割を廃止した関係で、全員の方が同じように減額したということではありませんが、平均としては減っております。そのうち平成30年度から平成31年度本年度については、今度は一世帯あたり1万6千円、一人あたり、1万1千円というふうに増額しております。この制度改正前から2カ年間での変化で言いますと、先ほど申し上げたものをそれぞれ合計すると1世帯あたり4千円、一人あたり2千円の増額に留まっております。

今後の保険税についてであります。こちらにつきましては医療費の急激な伸びがないのであれば、本年度の保険税率の増加はないものと考えております。県全体の一人あたり医療費が上昇すれば、その分だけそれぞれの市町村が、事業費納付金総額が上昇していきますので、それぞれの市町村の保険税率を上げる必要が生じることになります。

ただ、実際には毎年保険料税率を変更する必要があるかということ必ずしもそうではなく、県から示された事業費納付金の金額がその時点での保険料税率で確保できる見込みであれば、保険税率の見直しを行う必要がないという判断も可能になってくるということにな

ります。

4 番（下川芳樹君）

国保については 75 歳未満の自営業者とか非正規労働者、無職の方からなる保険制度でございまして、大変運営にあたってはマイナスが生じる可能性が高い、特に高齢者が多く含まれているということで、医療費の増額につながっている部分も多いと思われます。

今後、保険税が上がっていく要因というのは先ほど課長が言われた医療費が増額していく、そのような内容で保険料が上がっていく見通しがあるという解釈でよろしいですか。

町民課長（和田強君）

そのような解釈でよろしいかと思います。

4 番（下川芳樹君）

国保については、先ほども申しましたように大変経済的にも弱者の皆さんが多いというふうなことで、これが毎年毎年税が上がっていくような状況になると生活に大変、支障を来す要因のひとつにもなります。先に課長のほうがおっしゃったように、健康を奨励するということなので、被保険者みずからが、保険税を抑制するという方向についてはどのようにお考えでしょうか。

町民課長（和田強君）

先ほどの質問でもありましたように、医療費のほうは国保の年齢的な構造も含めて高齢者の方が多いということもあって、なかなか短期間で医療費を下げていくということは難しいと思います。ですから、個人個人で取り組めることといたしましては、健康づくりとか、特定健診等受診していただくことで健康寿命を長く保っていただくとか、可能な場合はジェネリック医薬品のほうに切り替えをしていただくとか、かかりつけ病院とかかかりつけ薬局等を決めていただくことで、医療の重複を避けるとかそういう個人個人が一人一人がみずから医療費そのものを抑制できるような取り組みをしていただくことが重要であるのではないかと考えています。

4 番（下川芳樹君）

これは本日の新聞なんですけれども、メタボ健診定率交付金減ということで、特に赤字が懸念される国保については、各自治体の取り組みいかんによって、交付金を上下させるという国の方針が出ております。健康づくりについては、先に町長のほうが特定健診の率が 30 年度上がったというふうなこともあって、ぜひ保険税を抑制

するために、それぞれの被保険者が自分事として保険料を抑制するための努力というものを進めていけるような、そういうかたちづくりというものを健康福祉課とあわせて、ぜひ進めていただきたいと、このように思いますが、いかがですか。

町民課長（和田強君）

おっしゃいますとおり一人一人がそういう健康づくりに取り組んでいただくような、取り組みをおこなっていただきたいですし、当然町民課のほうにつきましてもそういったことに対する声かけとか、勧奨等これからも引き続き、行っていきたい。また、どうしても健診なんかにつきましては、高齢になると健診される方がいらっしゃるんですけれども、若い頃から健診を習慣づけて受けていただいている人は少ない。国保の中では少ないと思います。ですからそういった若い方への勧奨と、そういうものもしていきながら、それを習慣づけていくような取り組みも今後していったくような取り組みも今後取り組んでいきたいと考えております。

4 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。県に移管するにあたって3年間、県が行う増減緩和措置というのが、その合併というか県に移管される前にそういう報告があったんですが、その3年間の増減緩和措置というのが今現在も機能しているものなんですか。

町民課長（和田強君）

激変緩和措置ということで機能した状態となっております。激変期間につきましては、制度改正に伴い、保険税が急激に上昇するところに対して財源補填をするような形になって、この上限幅を一定割合に抑え、佐川町自体はその対象になっておりません。制度改正によって保険税が大きく動いてない団体となっておりますので、制度そのものはありますが、佐川町はその対象にはなっておりません。以上です。

4 番（下川芳樹君）

それと国保については今、3方式での課税というようふうなことで進まれていると思いますが、所得割と世帯別平均割、それから被保険者均等割ということで、それぞれパーセント別に分けていると。この中で特に若い子育て世代、その子育て世代に重く保険がのしかかっているという部分で、やはり均等割の部分であります。子供さんの数によってその割が増えていくということになると、なかなか

大変な状況も生じてくるわけですが、その子育てしやすい町宣言をしている佐川町にとって、そういう子供さんの支援、こういうものを何とか考えていくという考えはないでしょうか。

町民課長（和田強君）

賦課割合につきましては、平成 29 年度までの制度改正前には、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の割合というのが標準割合ということで定められておりました。制度改正後、市町村に事業費納付金を配分するにあたって県がそれを配分する計算をするうえで、資産割をなくして、所得割、均等割、平等割をもとに配分していくわけですが、それに用いた配分割合をそのまま使うのが一番適当であろうということで、その割合を元に保険税率を策定しております。

そういったことで若干、均等割、平等割については、以前よりポイントは少し多くなっている状況であります。当然所得が少ない世帯につきましては、所得に応じて均等割、平等割の軽減措置があります。その軽減された保険税というのは、その他の被保険者に負担していただけるわけではなく、国、県、町が補填していただくという形になっていきますので、他の被保険者のほうに割り当てがいくという形になっておりませんから、そういうお子さんがいらっしゃるある程度人数が多い世帯でも所得が一定より少ない場合には軽減措置というのは機能しています。

4 番（下川芳樹君）

わかりました。一般会計から繰り入れをするということはなかなか難しいというふうなお話もうかがっております。県のほうから、一般会計からの繰り入れについては制約がかかっているものだというふうに理解をしておりますが、なるべく被保険者に対して負担がかからないような施策、なかなか財政的な支援とか制度改正が難しければ、前段で申し上げましたような、とにかく医療費の抑制とかいうふうな形のものに取り組む、そういう方向でしっかり堅持していただいと、いうふうに申し上げてこの質問はこれで終わります。

最後の質問です。自伐型林業の現状についてお尋ねをいたします。昨年 12 月定例会で自伐型林業の成果と今後の取り組みについて質問をさせていただきました。平成 25 年度より担い手の育成、林地の集約、森林情報の整備を柱に、地域おこし協力隊を雇用して自伐型林業の取り組みを進め、本年 4 月に施行された森林経営管理法のも

とでも今まで通どおり、事業を進めていくとの答えをいただいております。そのような取り組みの成果として、町内の人工林の集約が進み、山林の有効活用が図られると同時に山の持つ多面的機能や里山の景観などの維持管理が進んできております。

更に山の資源の出口として、木製品、木材加工品、エネルギーの利用や建築物が考えられ、付加価値をつけた製品化が進んでいるとのことでした。

これらのことから、自伐型林業にかかわる地域おこし協力隊の定住も、進みつつあるとおうかがいしております。大変喜ばしいことなのですが、卒業し、定住される隊員の皆さんがどのような形で、自伐型林業に取り組んでいるのか。行政はどのように支援をされているのか。経営内容など経済的に自立をしているのか。そのような内容が十分に今見えないというふうに感じております。個人の経営内容でもあり、情報については報告できる範囲で結構ですので、自立、独立し、地域の中に定住をされている地域おこし協力隊の現状についてお聞かせをいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

下川議員のご質問にお答えさせていただきます。自伐型林業のことについてご質問いただきました。まず地域おこし協力隊の満了者の状況を今の状況をちょっとご説明させていただきます。行政報告でもありましたとおり、平成 28 年度採用の地域おこし協力隊で 3 年間の任期が満了した 5 名の隊員の方は佐川に 2 名、黒岩に 2 名、尾川に 1 名、全員が引き続き町内に定住をしていただいております。5 名のうち 3 名の方は法人化を視野に入れた林業グループをつくれ、残る 2 名は一人親方として林業に従事をする予定でございます。

林業グループと尾川に定住された 1 名の方には町が先ほど言われました集約をさせていただいた山林の施業委託をしております。グループにつきましては尾川地区本郷耕 30 ヘクタール、それから 1 名の尾川地区につきましては 9 ヘクタールを委託をしております。黒岩に定住をされた方 1 名につきましては、民間の方から直接約 8 ヘクタールの整備を受託をされております。

今、ご説明した以外にも 29 年度までに退任をされた方がございますが、10 名のうち 5 名が町内に定住をしていただいております。うち、林業従事者が 3 名となっております。それぞれ 3 名の方につ

きましても町からの施業委託によるもの、それから森林所有者から直接受託をされている方がおられます。

それから町の支援、どのようにということもございましたのであわせてご説明させていただきますと、地域に残っていただくというために、支援策としまして地域おこし協力隊が町内で起業する場合には起業支援金として 100 万円の助成を受けられる補助制度を創設しております。

林業での支援策としましては、町が所有している林業機材を持続可能な森林整備に取り組む佐川町自伐型林業推進協議会の会員に貸し出す仕組みも構築しております。また作業道を敷設した場合につきましても 1 メートルあたり、上限 2 千円まで助成する補助制度のほかに高知県が小規模林業を支援するための制度としまして、林業機械のレンタル補助事業、それから林業の講師を年間で 5 日間招聘できるアドバイザー制度など、他県にはない支援制度も活用できるようになっております。

今、自立をしているかということでございますけれども、今まで佐川町が取り組みをしております先ほど下川議員からもありましたが、3 つの取り組み、1 つ目は担い手の育成、それから 2 つ目が林地の集約、この集約につきましては現在、管理契約の締結面積が 307 ヘクタール、それから 3 つ目が森林情報の整備をしております。情報の整備によりまして森林 I C T プラットフォームの構築されております。このことによって、土地の境界情報以外に樹種や材積などほかにはない詳しい情報を得られるようになっております。

これから 3 つの取り組みにあわせて森林経営管理法も施行もされております。議員がおっしゃるとおりこの法律は、多面的な機能を発揮するために適切な森林の管理が行えるような取り組みをするものでございますので、今、町のほうは法に施行にかかわらず、今までの取り組みをしています。卒業された隊員の方につきましては、林業で生計を立てている方もおられますが、副業として農業もされている方もおられます。そのほかにもライターをしながら林業をされている方もございます。町内の山林につきましても、今集約をしており、集約をした林業の山林を施業委託もしていただくことも考えております。この取り組みによって今まで卒業されて林業に従事されている方、十分に生計を立てていることは可能であるとなっておりますので、今後も町としまして林業に従事される方を応援した

いと考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。農業と一緒に特に林業の場合林家の後継者が少ないというふうなこと。また林材の低迷ということがあって、佐川町の人工林大変荒れている状況が続いております。しかしながら、地域おこし協力隊 25 年から積極的な導入をされて、山に向けての基盤整備が徐々にではありますが、人材と施設ハード面でも徐々に進んでいるという状況だと思います。

私は自伐型林業について、これまで何回か質問をさせていただきました。林業だけでなかなか夫婦で子供を養って生活していくのは難しいんじゃないかというふうな質問に対して、いやいやしっかりカバーしてそれなりの条件が整えば、十分生活できるよというお答えもいただいております。現実にもその林業で生活をされているという実績の人数についても先ほどおうかがいをいたしました。

しかしながら、後継者不足というのは林業も農業も同じように多いわけで、現実地域おこし協力隊では林業以外で農業で就農されていくというふうな担い手も育ちつつあります。やはり産業部門で一次産業というところが一番担い手が不足している。

しかし、佐川町のようなこういう中山間の町においては、その一次産業の担い手のあるなしで、今後の地域が維持継続できるかどうかということが、ものすごく重要な課題になってくると思います。先ほど来、申し上げました山の多面的な機能、水源涵養それから里山の形成、このような部分については、なかなかお金に換算してこればあもうけがありますよというふうな部分が目に見え辛いですが、近年多々いわれている河川の土砂の流入による堆積、堆積土砂が増えることによって葦も生える、排水能力も弱る。それから里山の棚田が荒れることによって、水の収水時間が早まり、災害を引き起こす、様々な要因があります。そういう部分を自伐型林業着実に実現することによってぜひ佐川町の山林を守り、佐川町の災害を守り、佐川町の水を守るというふうにつなげていただきたいと思います。そこでやはりしっかり 3 年経験された方が、定住できるしっかりした事業計画、経済対策というものをつくっていただきたいと思いますというふうに考えていますが、町長いかがでしょう。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。下川議員のおっしゃるとおり、やは

り3年たって卒業して、その後の支援もこれまでどおり引き続き、支援をおこなっていくことが大切だと思います。本当にありがたいことに3年卒業して、佐川町に定住をして林業になりわいをたてるという方が8名もいます。その情報は本当にありがたいことに日本全国林業を目指す、地域おこし協力隊として林業を目指す人たちに正確に伝わっております。山がなくても林業をやりたいと、林業を仕事として生活をしていきたいという人が、佐川町だったらそれが可能であるねということで、佐川町に応募をしてきております。佐川町ほど林地の集約から卒業後の支援を含めて対応している市町村は他には現時点ではございませんので、引き続きこの取り組みを進めていきたいと思っております。

これまでは町外の方々、地域おこし協力隊の方々に頑張って牽引をしていただいておりますが、最終的には農業も林業もやはり地元の子供たちが一次産業に就業して、地域を守っていく。地域の担い手になっていってくれるということがとても大切だというふうに思っています。

今、佐川町のふるさと学、ふるさと教育について構築をしております。その中で3つのしよく育というテーマで考えております。植物の植育、食べる食育、職業の職育、農業も林業も植物を相手にする仕事になります。その中でこれだけ魅力的な仕事があるんだよ。町内にはこれだけ所得を上げている農家の方がいるんだよと。林業の方はこれだけ頑張っているんだよということを、子供たちに小学校、中学校を通して9年間を通して、正確に子供たちに情報を伝える。そういう教育を実践をしていきたいというふうに思っております。何年たって結果が出るか、これは教育のことですからなかなかわかりませんが、信念を持って続けていくということが大切かなと思います。

50年100年教育はそれぐらいかかりますので、これからの若い人たちに思いを引き継いで行っていただけて、これからのすばらしい町、佐川町を担っていただければなというふうに思っております。ぜひ今後も下川議員におかれましても自伐型林業、農業を含めて佐川町の一次産業の発展に向けてご尽力をいただければと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

4 番（下川芳樹君）

これを持ちましてすべての私の質問を終わります。

頭がまわっていませんでして、とんちんかな質問をさせていただきまして申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、4番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

15分間休憩します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時26分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、2番、宮崎知恵子君の発言を許します。

2番（宮崎知恵子君）

2番議員、宮崎です。議長のお許しをいただきまして、5問の質問をさせていただきます。

1つ目は学校教育の機能的あり方について。学校、教育委員会、教育研究所、集会所での不登校児童生徒への役割、連携対策についてお伺いをいたします。

教育長（川井正一君）

質問にお答えをさせていただきます。

不登校児童生徒への役割ということでございまして、まず不登校対策につきましては、教育委員会と校長会において、年間の重点構想計画を定めて、次の6点を掲げて、学校と教育研究所が連携しながら、具体的な取り組みを進めております。

1点目としまして、教員の子供理解への促進、2点目としまして学級経営の改善、3点目として授業改善、この3点につきましては大学の先生に定期的に学校に入っていて、校内研修そういった場でさまざまな指導をいただいて、取り組みの充実を図っております。また4点目としまして、保小中の連携強化。5点目としまして、教育相談員や、臨床心理士による教育相談の充実。そして最後6点目としまして、不登校になった児童生徒に対します教育集会所における支援、こういったものの充実に取り組んでおります。

さらに本年度は教育研究所におきまして、専門家の知見、アドバイスをいただきながら、不登校の未然防止に重点を置いた不登校の

予防と対応に関するマニュアルを策定することとしております。また不登校の児童生徒さんに対する具体的な教育集会所では、取り組みを申し上げますと、現在教員OBの3名の指導員を配置しております、保護者とも協議のうえ、それぞれの特性に応じた学習活動、あるいは社会体験活動、野外活動の支援や進路指導などに取り組んでおります。最近では、学力以外の学習以外のそういった体験活動に力を入れておりまして、本年度は社会性やコミュニケーション力を育むため、5月には虫版づくりと販売、6月には地域の方に来ていただいて、折り紙教室の指導をしていただく、そういった取り組みをしております。

また不登校の対応ということになりますと、幅広い関係機関との連携が必要になってまいります。そういったことで、具体的には個別の事案ごとに県の心の教育センターや専門性の高い医療機関につなぎ、専門家による保護者、子供へのアドバイス、医療機関での治療や訓練に加えまして、佐川町地域支援ネットワークによる厳しい環境にある家庭への支援など、多様な関係機関との連携のもとに取り組みを進めております。こういったことが大体の不登校対応で現在取り組んでいる内容でございます。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

はい、どうもありがとうございました。いろいろなマニュアル等専門家の知識アドバイス等、策定はよくわかりました。言われたように私も改善策としてはいろいろな体験を、一人一人違うもので子供たちがみずから発見して、感動や気づきができることが予防につながると思っております。引き続きよろしくお願いします。この質問はこれで終わります。

次に、道の駅事業についてお伺いいたします。現在、道の駅建設論議が行われないまま、建設ありきで進んでいるように見受けられますので、あえて議会で道の駅建設をするのか、道の駅建設に対する町長の気持ちを聞かせていただく予定でしたけれども、中村議員の質問の内容と重なっておりますので、最終的に私からのお願いといたしまして、飲食業を営んでおりますので、普通に民間が事業として施設開設を行うなら、施設整備の初期投資部分の回収も含めて施設運営の売り上げから捻出するのが常識だと思います。当然複式簿記方式です。その部分については、稼ぐ必要がないという前提に立って事業計画の観念が欠落し、事業計画を立てると、あまり売り

上げが上がりなくとも事業計画は成立します。民間ではありえないことです。立派なものを税金導入してつくっても、その後、大してもうけにならなくとも済むような組織になってしまいます。もし佐川で道の駅をつくるなら決してこのような考えをなくし、初期投資資本も回収する事業計画を策定し、その事業計画が達成できない時は、その経営を行ったものが、その責任を取る覚悟で道の駅建設に向かって取り組んでいただきたいと思います。以上で道の駅事業について終わります。

3点目、さくら咲くサミット佐川高校地方創生について。いのち輝けさくら咲くプロジェクト、今年も6月27日に開催されます。将来地域の発展に意欲を持つ研究発表です。発表するだけではもったいないです。地域の方や商工会議所、医師、議会、銀行協会と連絡しながら地方創生につなげて、持続的な社会を目指す交流の機会としてはいかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

それでは、さくら咲くプロジェクトの取り組みにつきまして、そしてまた、それを地域に広げるというご質問ですが、それについて答弁をさせていただきます。

さくら咲くプロジェクトは、まず1年生では、地域の産業とか歴史文化などいわゆる地域学習をしています。そして2年生になりますと、地域の事業所での職業体験、そして3年生になりますとそれまでの学習経過を取りまとめて提言として発表することとしておりまして、先ほど議員さんおっしゃいましたように6月27日に、本年度は発表するということになっております。

佐川高校では発表会への参加呼びかけはそれまで地域学習でありますとか、地域学習でお世話になった事業所さらには地元の中学校、行政機関に対して案内をしております。昨年の発表会への参加者の実績を見てみますと、在校生が約100名、中学生が160名、昨年度は中学生は佐川中学、尾川中学校、さらには越知中学校、仁淀中学校が参加されておりました。さらにいろいろお世話になった事業所、さらには行政機関、保護者、そういった関係で80名の合計350名程度が、参加をしておるといふふうにお聞きをしております。会場がご案内のとおり体育館ですので、収容人数が限られていることや、一般参加とした場合の、参加の取りまとめとか、受付業務などにつきましては、佐川高校の少ない教職員での対応には限りがあること

から、積極的に広く住民への呼びかけはできない状況にあるというふうにお聞きしております。現在でもあの体育館には約 350 名程度が参加しておるということをふまえると、なかなか佐川高校としても、広く一般の方々にもお知らせしたい気持ちはあるんですが、ちょっとよう対応しない。ただその研修発表の内容につきましては、広報さかわで佐川学校だよりをやっておりますが、その中で佐川高校の時に発表したり、また佐川高校においては年 2 回佐川高校かわら版を出しております。そういったものの発表、さらには学校のホームページそういったもので広く皆様にお知らせをしていると、いうふうにお聞きしております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。発表された内容の中には地方創生とコラボするところがあると思うので、昨年も参加させていただきまして、地域おこしとかそういう部分で協力できるのであれば、協力したいなというものもありまして、チーム佐川のほうにも要請をしたことでしたけれども、ぜひ開けた議会を傍聴するなり、交流ができるような機会があれば、ありがたいかなと思います。以上、さくら咲くプロジェクト、地方創生について終わります。

4 番、安全サポート車の購入補助制度について、お伺いいたします。最近のニュースでは高齢者のブレーキとアクセルの踏み違いによる痛ましい事故が多発しております。団塊の世代が、高齢者に移行する中で、中山間に位置する佐川町でも、移動手段として車の必要性があると思います。

奈半利町ではサポカーの購入に対し、補助金制度が設けられました。佐川でもこの取り組みについて、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。この高齢者の交通安全対策としての、安全運転サポート車の購入の補助につきましては、前回の 3 月定例会におきましても、坂本議員のほうから同様のご質問をいただいております。その後、3 月から現在までの、国などの動向を踏まえて回答をさせていただきたいと思います。前回 3 月定例会での坂本議員への回答におきましては、国において保安基準を作成して、先進安全技術が、一定の性能を有していることを国が確認し、その結果を公表する等の制度の創設の検討が進められている

ので、その動向を注視しつつ自動車の安全技術革新をどのように交通安全対策の向上に結び付けていくのかを考えていきたいというような内容の回答をさせていただいたと思います。

実際に国土交通省のほうで今年の4月23日に、乗用車の衝突被害軽減ブレーキ認定結果というものが初めて公表されております。今回は衝突被害軽減ブレーキ、俗に言ういわゆる自動ブレーキ、こちらのほうについて一定の性能を有している自動車につきまして、8社152型式のほうが認定されたという状況になっております。

先ほどのご質問の中にも出ました奈半利町、他の自治体で実施している補助事業につきましては、その補助対象の要件としまして、先ほどの自動ブレーキのほかに車線逸脱警報や、ペダル踏み間違い時の加速抑制の機能、これら全てを備えた自動車としているところが多いようであります。ただ国のほうは現在のところこの自動ブレーキ以外の性能認定についてはまだ動向のほうが決まっていないということでありました。

町としましては、こうした動向を引き続き、注視しつつ、交通安全対策を考えてまいりますけれども、前回の坂本議員の回答と同様、現在のところはサポート車の購入につきまして、補助のほう現在のところは考えておりません。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

答弁ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは5番目、町墓地公園についてお伺いいたします。墓地公園の管理状況について、どのようにしているのか。例えば、周辺の草刈り、ごみ処理、定期的に現地に行っているのかをお伺いいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。中本町地区の墓地につきましては、その墓地の管理状況につきましては、年に2回草刈りを実施しています。当然、その際に出ておるごみの収集とかも行っておるということになります。あとは必要に応じて、職員のほうが見まして、修理が必要ということになれば、適宜修繕のほうを行っております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。次に残墓地の区画は何区画ありますでし

ようか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。中本町地区の墓地につきましては、全区画数としまして 282 区画ございます。このうち 6 月現在でございますけれども、21 区画が現在残っております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。売却のお知らせは、ここちょっと広報にお知らせがないように思いますけれども、町外より永住されている方々が全く知らない方々やそういう方々のために広報で幅広く周知することが、あってもいいのではないかと思います。また最近では永代供養とか、墓じまいをする方がございますし、水葬、風葬、樹木葬、共同墓地等もありますが、まず売却に向けて取り組む努力をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。まずすいません、ご質問の中で売却と言うようなお言葉が出てきておりますけれども、これは売却ではなくて、ちょっとご説明をさせていただきますと、これは中本町の墓地につきましては、1 回に限り、1 区画 35 万円の使用料をお支払いいただいて、永久に使用することができるという内容になっております。

あとそのことについての周知につきましては、宮崎議員がおっしゃられるとおり、最近では周知のほうで十分できておりません。今、宮崎議員がご指摘いただきましたとおり、残りの区画につきましてもご利用いただきますよう住民の方につきましては、広報とかホームページにつきましては周知のほうをしていきたいと考えております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

すいません、使用料でございました。それと最近ちょっと墓地のほうに行かせていただきましたが、車で行くのにとっても駐車場もないし、急カーブで大変私なんかが一人で行くと大変だなということもありまして、また見直しとかそういったことができるのであれば、お願いをしたいなと思っております。よろしく願いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（永田耕朗君）

以上で、2 番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了しま

す。

日程第２、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告をお願いします。

総務文教常任委員長（岡村統正君）

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

以上でございます。

議長（永田耕朗君）

受理番号３について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、受理番号３、消費税１０％増税廃止のお願いについて、採択することに決定しました。

産業厚生常任委員長の報告をお願いします。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

（以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」朗読）

以上でございます。

議長（永田耕朗君）

受理番号１について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番（橋元陽一君）

１番、橋元でございます。受理番号１番の精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書を出されております。この意見書に反対された、不採択にされた理由についてお伺いしたいと

思います。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 52 分

再開 午後 3 時 3 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの産業厚生常任委員長の報告に対しまして、橋元議員から不採択の理由を説明という質問がございましたが、本来、産業厚生常任委員会に属しておる橋元議員から、同じ産業厚生常任委員長に本会議で質問をするというのは、ルール上、不自然であろうと私は判断をしました。しかしながら、はっきりした今までのルールがございませんので、次の議会までには全員協議会あるいは議会運営委員会でしっかりした議論をしていただいて、常任委員長報告につきましての質疑につきまして、新しいルールを設定したいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

それではこれから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

1 番議員、橋元です。原案に対しまして、賛成の立場から発言をしたいと思います。討論に参加します。

提示されました意見書の文書を読みながら、私はここに記載されていますけれども、障害者基本法があるいはまた差別解消法などが、国内法で提示をされまして、さらに国連障害者権利条約も批准をされ、あらためて障害となられた方が障害の理由に関係なく、原因に関係なく、除外されるようなことが改善されていかなければならないというふうに述べられております。現在、この障害者への交通運賃制度の割引運用適用が、精神障害者の方が対象から外されているという状況が報告されています。

こうした中で 2016 年 6 月に同じように全国で 60 万筆を超える署名が集められ、高知県でも 2 万筆を超える署名が出されて国会に請願をされています。179 名の衆参議員、紹介議員を通しまして、請願を出されましたけれども採択には、いたっていないという経

過があります。改めてこの署名運動が影響されて、今回陳情として提出されたわけであります。県議会におきましては、当時の土森議長の名前で既に採択をされた経過も報告をされました。私はそういう立場からぜひ精神障害者の方も他の障害を持っておいでの方含めて同等の適用が制度の適用がされるよう、ぜひこれを国に請願してほしいという立場で請願いたしました。中で賛成討論を私ともう一人、坂本議員が意見を述べました。そして数的には3対3ということで、委員長採択ということで、委員長の見解も述べられました。その時の委員長の見解に私は、ある意味納得しなかったということです。その理由は、2016年6月国会で不採択になっていることだけの理由しかありません。国会の自民党という言葉を使われましたけれども。政権のもとで否決をされた。こういう理由で不採択することには、私は納得できていないということで討論に参加をして、この意見書の賛成の立場で常任委員会でも発言されたところでございます。ぜひ議員の皆様にはこういう趣旨を、しっかり受け止めていただいて、採決に臨んでいただきたいと思ひましてそういう発言をして、賛成討論を終わります。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号1、精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書採択のお願いについて、不採択することに決定しました。

受理番号2について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

陳情書に賛成の立場から討論を行います。

お手元にお配りさせていただいておりますけれども、この請願の趣旨でございますが、現在の年金制度、非常に受給を受けている方々にとりまして、年々マクロ経済システムによりまして、年金は下がる一方でございます。年金によって毎日の生活をさせられている方々にとっては、この年金の支給の問題、これから予測されるであろう年金支給開始年齢の引き上げなど、老後の生活に重大な影響を及ぼすものでございます。

ぜひ請願、陳情書にございますように、国際並みに2カ月1編隔月の支給でなくて、毎月支給に改めていくこと。そしてまた、開始年齢を今現在以上に引き上げてはならないという趣旨にぜひ賛成いたしますので、議員の皆様方の賛成を訴えまして賛成討論を終わります。よろしくお願いします。

議長（永田耕朗君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

この陳情について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号2、陳情書について、不採択することに決定しました。

本日の会議はこれもちまして終わります。

次の開会を、13日の午前9時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会 午後3時10分

